

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 9 月 15 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 9 月 15 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 49 号 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定について
出資法人の経営状況説明書について（報告）

- (1) 一般財団法人可児市公共施設振興公社
- (2) 公益財団法人可児市体育連盟
- (3) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

事前質疑

- (1) 可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例にかかる状況について

報告事項

- (1) 企業等の進出状況について
- (2) (仮) 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- (3) 「農地活用ビジョン」パブリックコメントの結果について
- (4) 「マイナンバーカードを活用した地域経済応援ポイント実証事業」への参加について
- (5) 汚染土壌処理事業に関する報告
- (6) 可児市多文化共生センター指定管理者の選定について
- (7) 可児市 B & G 海洋センターのプール緊急工事について
- (8) 日曜日・祝日運行「Kバス Kタク」中間報告について
- (9) (仮) 可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
- (10) 可児市空家等対策計画の策定（パブリックコメント）について
- (11) 虹ヶ丘配水ブロックにおける配水管漏水事故について
- (12) 区域外における公の施設の利用について

協議事項

- (1) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）について
- (2) 前期委員会からの引継ぎ事項及び所管事務事業の調査研究課題について
- (3) 議会報告会のテーマについて
- (4) FMららの議会放送について

5. 出席委員 (7名)

委員長	高木将延	副委員長	野呂和久
委員	伊藤健二	委員	川上文浩
委員	酒井正司	委員	渡辺仁美
委員	大平伸二		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人	可児市公共施設振興公社	事務局長	渡辺英幸
公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	三好誠司
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山口和己

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	吉田隆司
建設部長	三好英隆	水道部長	丹羽克爾
市民部参事	村瀬雅也	経済政策課長	高井美樹
観光交流課長	坪内豊	産業振興課長	加納克彦
地域振興課長	井藤裕司	環境課長	杉山徳明
人づくり課長	遠藤文彦	スポーツ振興課長	守口忠志
都市計画課長	田上元一	都市整備課長	佐合清吾
施設住宅課長	吉田順彦	水道課長	古山秀晃
下水道課長	佐橋猛		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	林桂太郎
-------------	------	-------------	------

○委員長（高木将延君） 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、ただいまから建設市民委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに議案第49号 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（吉田隆司君） おはようございます。

それでは、議案第49号 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明申し上げます。

この案件につきましては、昨年度、公民館をより使いやすい施設とするための方策、社会教育委員の会議からの答申を公表して以来、ほぼ1年にわたりましてさまざまな場所で御議論をいただいております。また、議会においても一般質問で取り上げていただけるなど、議会のほうでも議案として扱っていただきました。このたび9月議会において、この条例の案ができましたので提案をさせていただくものでございます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

資料につきましては、議案書、資料番号1の11ページから、それからもう一点、きょうお配りいたしました議案第49号関係資料、この2つを使って説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この条例についての過去の経緯も含めて、それから条例の説明に当たりましてですが、直接審議に当たらないかもしれませんが、中身について規則のほうで規定する部分がございます。この点についても条例に直接関係してくる、その詳細なところを規則で定めるということになっていきますので、条項によっては規則についても若干説明は加えさせていただいて説明を行いますので、直接議決事項ではございませんけれども、その点御了解のほうよろしくお願いいたします。

それでは、課長のほうから説明をいたします。

○地域振興課長（井藤裕司君） それでは、まず最初に本日配付させていただきました議案第49号関係資料のほうをごらんください。

まず、これまでの取り組みの経緯について簡単に御説明をさせていただきます。

この公民館の地区センター化への取り組みは、平成28年4月7日、公民館をより使いやすい施設とするための方策について、社会教育委員の会議に諮問をすることから始まりまし。その後、平成28年8月25日、この諮問に対して社会教育委員の会議から答申をいただきました。その後、公民館長を初めとする関係者の意見、こういったものを聞くなどして検討を進めてきまして、本年、平成29年3月17日、社会教育委員の会議において市の方針を

報告させていただき、了承を得ました。次、本年4月19日、公民館連絡協議会におきまして、公民館のコミュニティセンター化について御説明をさせていただきました。平成29年7月10日ですが、自治連合会、それから公民館、市が進める4つの重点方針に取り組む団体の代表から成るコミュニティセンター市民検討委員会の第1回を開催させていただき、公民館のコミュニティセンター化について御議論をいただいたところでございます。平成29年7月18日から8月7日までかけまして、この条例案に対するパブリックコメントを実施させていただきました。8月4日、第2回のコミュニティセンター市民検討委員会を開催しまして、施設の運営等について御議論いただいたところでございます。8月24日、これは可児市自治連絡協議会において14地域の自治連合会長に公民館のコミュニティセンター化について説明をさせていただいたということでございます。それで、本日の建設市民委員会ということになります。

それでは、議案のほうの説明に入ります。

議案書の資料番号の1の11ページをごらんください。

第1条では、地区センターの設置目的を地域の振興と福祉の増進として規定します。

第2条では、地区センターの名称及び位置をごらんのように14の地区センターと分館1館として規定します。

次、ページめくっていただきまして、12ページになります。

3条では、地区センターに置く職員をセンター長と必要な職員として規定します。

第4条では、地区センター運営審議会について規定します。委員定数は16人以内、任期は2年以内とします。

第5条では、地区センターの休館日について規定します。これまでの公民館においては毎月第1月曜日を休館日としておりましたが、できるだけ利用いただけるよう定期での休館日を廃止します。施設のメンテナンス等が必要な場合には、第2項によりあらかじめ周知して休館します。

第6条では、開館時間を午前8時30分から午後10時と規定します。

第7条から第10条では、使用の許可、制限、取り消し等について規定します。使用の許可についての詳細は規則で定めませんが、その主な内容としては、これまでの公民館では2カ月前から申請できたものを3カ月前から申請できるようにします。これは事前の周知に2カ月では足りないという利用者からの御意見を反映したものです。なお、定期利用団体にはさらに1カ月前の4カ月前から申請できるように配慮いたします。さらにこれまで申請の受け付けを2日前までとしていましたが、当日の午後5時まで申請できるようにいたします。

第11条では、地区センターへの特別な器具等の持ち込みには許可が必要なことを規定します。

第12条では、部屋の使用料の限度額を規定します。

16ページの別表をごらんください。

この限度額をもとにして各地区センターのそれぞれの部屋の使用料は規則で定めます。な

お、使用料の改定は行っていませんが、冷暖房使用料を含めた使用料としました。また、備考で記載のとおり、これまでの公民館ではなかった1,000円を超える入場料を徴収して使用する場合と、営利を目的として使用する場合、使用料を2倍とすると規定します。営利、非営利の判断は、これまでは使用できるかどうかの判断でしたが、地区センターにおいては使用料金が変わることになります。

13ページに戻っていただきまして、13条、それから次のページの14条では、使用に際しての原状回復、損害賠償義務を規定します。

15条では、地区センターへ入場させることができるものについて規定します。

16条では、地区センターの管理運営上必要がある場合は施設への立ち入りができることを規定します。

17条では、この条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定します。

附則のほうへ参ります。

附則の第1条では、この条例の施行日を平成30年4月1日と規定します。

第2条では、可児市公民館条例の廃止について規定します。

第3条では、経過措置について規定します。

第4条では、この条例により改正が必要となる部設置条例の改正を行います。

議案の説明は以上ですが、今後の予定について簡単に御説明をさせていただこうと思いません。先ほどの議案第49号関係資料の裏面をごらんください。

公民館の地区センターへの移行に係る今後のスケジュールとしまして、この条例について議会の議決をいただきましたならば、平成29年10月に公民館連絡協議会を開きまして、公民館の地区センターへの移行について説明をします。その後、10月から14地域の各公民館運営審議会に公民館の地区センターへの移行について説明をします。11月から各公民館の定期利用サークルへの地区センター化についての説明を始めたいと思います。11月、これは次回の開催予定の可児市自治連絡協議会においてモデル地区の募集をさせていただこうと考えております。12月、広報「かに」及び市ホームページ等で公民館の地区センターへの移行について周知するとともに、その後各地域の公民館だよりなどで公民館の地区センターへの移行について周知をさせていただこうと考えております。そして、4月、地区センターの運用を開始していきます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） どうも御苦労さまです。

積年の課題について具体的に提案があったわけですが、今、最後にお話しされた今後のスケジュールの中で、平成29年11月からモデル地区の募集云々とありますが、このモデル地区というのはどういう意味づけ、定義づけですか。何を求めて、何のために定めるのかということですが、お願いします。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回の地区センターの条例につきましては、先ほども条例の

冒頭にありました目的のところでは地域の振興と、それから福祉の増進という目的を掲げておりまして、この地区センターを拠点にして、今後、地域の課題を解決するための取り組みをしていくということですが、これは現体制の中でどういったことができるのかというところを取り組んでいていただくこととなりますが、その中で、その地域の課題を地域が違う形で考えていくというようなところを模索するというところもあろうかと思っておりますので、そういうようなところについて、この地区センターを拠点にした新しい取り組みの仕方というのをモデル的に実施したいという地区があれば、そういったところをお願いをしていこうというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） そうすると、市の行政側から地区センターを拠点にして地域課題、あるいは言ってみれば住民の自治にかかわる基本的な目的ですよね。そういう課題について応援をしていくためのモデルとして描いているという意味なのか、市が想定している一般経営とはちょっと形が違うので、個別系としては違いが出てきているので、その違いについて、集中的にその地区に関しては注意と関心を持って当たっていくという、実験例というところとちょっと変ですが、成功させるためのモデル、成功モデルをつくり出すために、集中的に担当部局が力を入れていくと。そういう地区という意味なんですか。主目的がもうちょっとわかれば、お願いします。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回の体制で、新たな広がった地区センターの機能の中でどういう取り組みをしていくというのは、4月からやっていただきますが、それをもう少し地域で考えて、地域でどういう形をしてやっていくのがいいのかというところを考えていかれるというところについては、市として支援をしていこうというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） 関連ですけど、これは施行が平成30年4月1日ですね。その間に時間的にどれだけのことができますか、実際問題として。どの程度の成果が期待されていますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） それは、モデル事業についてということですね。

これは、平成30年までにモデル事業をめどを立てるということではなくて、4月からそういった通常の今までの体制とは違う形を模索しながらやっていく地域については、そこから地域でいろいろと議論を始めていただくということで、これにはかなりの時間がかかると思いますので、それは地域のほうと連携しながら進めていくということで、4月までに結果を出すということではございません。

○委員（大平伸二君） おはようございます。

関連にもなるんですが、さっきのモデル地区というのは、今後、指定管理を含めての意味合いを持ったモデル地区にするという意味も含まれているのかと、それから、このコミュニティセンター化の話は用途を幅広く地区ごとの状況において使っていただきたいという意味合いが含まれていると思うんですけども、それが一番の目的だと思うんですけど、パブリックコメントとか、現の公民館長とかといろいろお話をされていると思うんですけども、その中で課題点というのがなかなか出されていないんです。聞こえてこないんですが、私

が直接聞いている中では、さまざまなコミュニティセンター化に向けての考え方が違うというお声を聞いているんですが、その辺はわかる範囲でいいですから教えていただきたいと思っています。

○地域振興課長（井藤裕司君） まず最初に、それぞれの地域の意識の違いがあるというところ、それは当然そうであると思いますので、今回の地区センターについては、それぞれの地域がそれぞれの地域で、この地区センターを拠点として、どういうことができるのかということを考えていただくということで、基本的にはそれぞれ違う対応になると思いますし、いろんな考え方で進められると思いますが、その中の一つとして、モデル地区というのは、それをもう少し、今の体制を考えながら、どういう体制でやっていくのがいいのかというのを考えていかれるというところで、それが最終的には地区センターの拠点をどういうふうに管理していくのかというところに発展していく可能性は秘めていると思います。

○委員（大平伸二君） さっき言われたように指定管理も含めたモデル地区を目指しているのかという意味で、例えば指定管理を地区の自治連合会に任せるのか、一般業者を入れてやっていくのかということも含めたモデル地区をつくっていくのかという質問ですけど。

○地域振興課長（井藤裕司君） それは、実際には、その取り組みを地域がどういうふうに取り組んでいかれるのかというところで、先々それがどういう形でやっていくのが地区センターを拠点として活動するのに一番いいのかというところは、実際に協議の中、実践の中で見えてくるものであると思いますので、それを時間をかけて地域で御協議、実践していただくということで、指定管理を目指すということ、それも一つの結果としてはあるかもしれませんが、いろんな形が考えられると思います。ですので、指定管理ありきということではございませんし、今から指定管理者を誰にするのかということは、今の段階では議論できるものではないと思います。

○委員（大平伸二君） さっきのパブリックコメントとか、現の公民館長が問題、課題が出てこなかったかという話の中で、それも含まれているんですけども、実際、今後、公民館運営審議会じゃないけど、地区センター運営審議会ですか、それができたときに、そこへ全部管理について来ないかという心配の声が聞こえているもんですから、あわせて聞いたんですけども、そういう御意見はなかったのかということなんです。わかりますか、質問の趣旨。

○地域振興課長（井藤裕司君） 直接そういった御意見をいただいているということとはございませんが、そういう心配というのはあるかと思しますので、そういうことではなくて、今の公民館運営審議会の体制を、地区センターになっても地区センター運営審議会という形で進めていただきながら、地域の地区センターを拠点とした取り組みをどういう形でやっていくのがいいのかということは、地区センター運営審議会の中でも御協議いただくことになりましたが、そういったことをそこにやってくれというふうに考えているということとはございません。

○委員（渡辺仁美君） 2点、広報のあり方とモデル地区のあり方についてお尋ねしたいので

すが、今の流れでモデル地区のほうを先にお尋ねします。

本市の場合、モデル地区というところを市民力のあるところが手を挙げて、そしてそこがさらにいいケースで伸びるといのはほかの例でも見受けて、そのこと自体はとて面白い取り組みだと思っんですけれども、事、地区センター化については、各 14 館の地域の底上げを追求というか、つくり上げていくのがむしろ大事かなと思って、市民力の高いところがこういういいやり方をしてしまうよというのではなくて、少し活性度の低いところに行政が注視していただいて、そういった使い方を見ていくというのがよろしいかと思っんですけれども、その点と、広報のあり方なんです、建設市民委員会では前年度、公民館長との懇談を持ったときにとても、どの公民館長も前向きで、すごく積極的にいい思い入れを持って取り組んでいらっしやるということがよくわかったんですけれども、広報される段階で、今後ですけれども、今まで利用している人、本当に公民館になれ親しんできた、生涯学習として利用してきた人たちは、そんなに意識として変わらない。ただ、4 カ月か……。

- 委員長（高木将延君） ごめんなさい、話がだんだんその後の話になっていっているの、設置管理条例を中心に質問いただけるとよろしいかと思っます。
- 委員（渡辺仁美君） じゃあ 1 点だけ、さっきのモデルケースの点だけ、まずはお尋ねしたいんですけれども。
- 地域振興課長（井藤裕司君） まさにおっしやられるとおりで、今回のこの地区センター条例は、そういった 14 の地域の底力を上げていく、今の体制で今度新たにその取り組みができるように、広く取り組みができるようになるというところで、地域がいろんな意識の違いはありますけれども、その意識の中で、どれだけ取り組みを活発化していけるかということ考えたものでございますので、モデル地域のことだけを考えているわけではなくて、まず 14 の地域の底上げというのを考えているところでございます。
- 委員（川上文浩君） 直接条文には関係のない話になるんですけれども、先ほどから出ています定期利用サークル、団体ですよ。これに関する要綱とか規則とか定義、これはきちっとそろっていますか。
- 地域振興課長（井藤裕司君） やはりそのところは問題になるところでして、定期利用団体の定義であるとか、定期利用団体をどういう形で登録していくのかとか、そういったものについては今、案をつくりまして、この条例が議決されましたら決めていこうというふうに考えております。
- 委員（川上文浩君） ということは、今まで要綱なり定義なりというのはなかった、公民館条例においてはなかったということ。それもないのに、定期利用団体ということ、特別扱いということは言い方が悪いんですけれども、特別登録の仕方があると思っんですが、やられてきたのかということをお聞きしたい。
- 地域振興課長（井藤裕司君） 今までも、定期利用団体というものについては当然はっきりさせてやってきておりますが、これから新たに使用制限が外れますので、もう一度しっかりと見直すというところで、定期使用団体の登録に関する運用基準というようなものをつくっ

ていこうというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 聞いているのは、今まで要綱や運用基準はなかったのかあったのかということですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） ありました。

○委員（川上文浩君） それは何でありましたか。どういう形で、要綱、運営基準、何であったのか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 運用基準であります。

○委員（川上文浩君） やはり条例を出してくるときには、ここでもよく出てくるような定期利用団体には、ある意味、4カ月とかというアドバンテージを持たせる話も先ほど出ていましたので、きっちりと要綱なり整理をして出してこれられるのが本来であろうと。設置管理条例ができてからやっていくというのも、それは4月まであるのでいいんですけども、そういう意味ではしっかりとした対応をやっていくべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、今聞かれたときに、地区センターになって、その定期登録団体というのがどういう形になるんですかといったときに、答えられないという状況ではどうかなと思うところはあるんですけども、その辺のところをもう少し詳しく。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今の定期利用団体というものの登録の要件としましては、今までも決まっておりますし、今後もこういった形で進めていくというふうにあります。生涯学習、地域福祉、その他の地域づくりに関する活動を行う団体であることとか、おおむね3名以上で構成され、自主的に活動する団体であると、この特定センターの施設を一月に1回以上定期的に利用する団体であること。それから、特定センターが行う各種事業に協力できる団体であること。それから、定期利用団体が連絡調整を行う会議で、それに参加することができる団体であること。それから、営利を目的とする団体、これに類する活動を行う団体ではないこと、それからあとは、特定の政党の利害に関すること、特定の宗教に関することではないこと、こういった登録の要件を持っておりまして、これに従って定期利用団体を登録していこうというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 最後に、そういった今のものは、要綱できちっと規定していったり、運用基準としてきちっと規則として規定していくという方向なのか、今のような、どこを調べもちょっとわからなかったものですか、私も、可児市の要綱なり基準がどこにどう規定されているのかちょっとわからなかったもので、やはりわかりやすいようにしていただいたほうがいいでしょうねということですね。

○地域振興課長（井藤裕司君） ありがとうございます。

今のような要綱であるとか、それから基準であるとか、そういったものを、今までもございますが、今回のこの地区センター化にあわせてきちんと見直しをして、これは14公民館に徹底をしていこうというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 今、川上委員から質問があったことは大事なことで、きちっと出していただきたいと思うんですけども、現行の公民館というのは、御存じのように社会教育

法に基づく施設として運用されていると。法のほうには、公民館、図書館、博物館等の施設については、教育施設という法定がされておいて、これに伴って、もともと公民館を利用する、定期かどうかというのはちょっと議論が分かれるところだけど、誰が利用できるかという、住民のサークル等を初めとする組織については、概念が定まっておるんだよね。だから、改めて定期利用サークルというのはどういう定義で、この公民館化ではどう認識しているかというような話は、漠然としておったかもしれんけど、これまでもあったし、それはおおむね外れた状態になっていなかったわけだから、ぜひそれを再整備・点検して、よりいいものにして、地区センター化に伴って使えるものにしていただきたいという、これは応援というか。

私はそこから派生して、今回の切りかえ、条例施行は来年4月ですが、設置管理条例で定めるに当たって、この条例の概要のところ、上から5、6段目のところに、移行に際してはという文言があります。現在行われている社会教育（生涯学習）活動が支障なく継続して行えるよう配慮しますと。この条文との関係で、配慮しますってどういうことか。私の概念では、配慮じゃなくて、これは当然優先されてしかるべきものだという、これまで使ってきた生涯学習、社会教育活動については優先されてしかるべきものなんだと。

ただ、優先できない場合があるよというので、条例第7条の3項、いわゆる選挙が始まって、特定の期間、特定のところから期間決定されて、ほかの目的で使うんで、この間だけ利用は制限されますと、優先はできませんという場合に限っては出てくる。それ以外に、いわゆる配慮はしたけど、結果としてはちょっと使用を我慢していただかなきゃいけない場合というのは考えられますか。私の概念では、本来優先されて使用されるべきだというふうに思いますが、お願いします。

○地域振興課長（井藤裕司君） 先ほど定期利用団体の登録の要件をお話ししましたが、こういった定期利用団体については、優先ということではないですが、規則のほうで申し込みに際して、通常の申し込みが3カ月前からというふうにしますが、この定期利用団体の方については4カ月前から申し込みができるようにさせていただきますので、こういったところで早目に予定を立てることができるというふうに考えております。配慮というのはこういったところで、今の定期利用団体ができるだけ早目に予定を立てることができるようにしていく、これは規則のほうで定めていこうというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） どうもありがとうございました。

それから第1条、設置目的に関する論述のところなんですけど、地域住民のコミュニティ活動の促進及び生涯学習の普及振興を図るとというのが目的になっています。その目的を達成していくために、これを達成すると住民の福祉が増進するというので、地方自治法の趣旨に合致するわけで、そのための拠点施設として地区センターを設置するんだと書いてありますので、これを言いかえれば、地域の住民の自治活動と言いかえることも可能だというふうに理解をしています。そういう理解の仕方も、この設置趣旨に合致していますね。どうでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） この地域の振興及び福祉の増進というところで、地域の振興というのは、地域が自主的に取り組む、その意識を向上していくということで、まさにその自治であると思いますので、そういったところの促進になると。それから、福祉の増進という部分につきましては、これもこの地区センターを拠点として地域の方々が生きがいを持っているいろいろな活動をする場所になるというようなところで、こういった目的に合致するものと考えております。

○委員（伊藤健二君） 第3条の関係にちょっと話を移しますが、センター長その他必要な職員を置くとして定めてあります。この必要な職員というのは、最小数、いわゆるアンダーリミットみたいなものは設けてはいないわけですが、極端な場合はセンター長1人がおれば足りるという状況判断をすると、センター長のみということもあり得る記述となっているわけであります。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、公の施設ですから、可児市長が最終管理者といえますか、統括者であることは間違いはありません。問題は、このセンター長というのが市長に代理して管理をする管理者という理解でよろしいのでしょうか。あるいは、職員に関するほかの定めのようなものは連動するのでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 地区センターになりましても、今、公民館長が見えますが、その公民館長が地区センター長という形になり、その他必要な職員というのは、連絡所長、それから今でいいますと公民館主事、連絡所長も公民館主事になりますけれども、こういった職員で事業を行っておりますので、こういったところは地区センターとなりましても、今までのように連絡所長を初め、地区センターの職員がその事業を進めていくに当たって、地区センター長に協議をしながら取り組みをしていくと。それを地区センター運営審議会のほうで御議論いただくと、そういう形は変わらないと思います。

○委員（伊藤健二君） それでは、センター長及び必要な職員というのは、常勤か非常勤かを問わず、市の採用している職員ということになるんだと思いますが、それはどこで定めますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） その他の職員につきましては、市の職員、市の臨時職員ということになりますし、地区センター長は今、公民館長と同じ非常勤の特別職の職員ということになります。

○委員（伊藤健二君） それはどこに定めていますか。職員の給与条例ですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） これは、非常勤の特別職のことを規定したものがございまして、可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、こちらのほうに規定されているものでございます。

○委員（伊藤健二君） 審議会の委員の件ですが、審議会の委員の任期と、委嘱は市長が行うということ定めております。一つはっきりしないのが、再任、いわゆる重任についてはどういう扱いをするのでしょうか。

今回の切りかえに際しては、新制度がスタートするときに旧公民館審議員は全部辞任する

と、辞任というか廃止ということになるわけですが、4月1日に新たに設置されてスタートして、2年でスタートするというわけですが、ちょっと先の話になるかもしれませんが、重複して委嘱することは、他団体と同じように通常あるわけですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） その重複してというのは、任期が終わってからも継続という意味ではなくて、公民館運営審議会委員と地区センター運営審議会委員の重複ということですか。

○委員（伊藤健二君） 期間の問題。

○地域振興課長（井藤裕司君） 期間の問題、先ほど任期を2年以内と規定するというふうにお話ししましたが、これで任期が満了して、引き続きまた新たに委嘱させていただくということはあると思います。

○委員（川上文浩君） 関連なんですけれども、4条の3、これ前回から見ると学校教育及び社会教育の関係者というものから生涯学習というふうになっているというのは、何か特別な意味があって、この3項の委員の部分を変えられたのかどうかということをお教えください。

公民館条例からすると、これを変えた理由は何ですかということです。4条の3、委員のね。簡単な質問だと思いますけど。

○地域振興課長（井藤裕司君） 済みません、今の地区センター運営審議会の4条の3のところですね。今までは公民館ということで、生涯学習に係る関係の方々をお願いしていたわけですが、今後は地域の振興及び福祉の増進に関する活動ということもございまして、こういったところも含めて、地域の運営審議会委員を決めていくと。

○委員（川上文浩君） 聞いているのは、学校教育及び社会教育の関係者ということで、実際は学校長とかが入ってきていたんですよ、今まではね。それから生涯学習、地域の振興に変わっているけれども、その理由は何ですかと聞いている。わからないですか。

○委員長（高木将延君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時41分

○委員長（高木将延君） それでは、委員会を再開いたします。

○地域振興課長（井藤裕司君） 申しわけありません。

今の公民館条例の審議会委員の規定のほうをちょっと今確認をさせていただいたので、時間をいただきました。済みませんでした。

今までは、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者というふうにしておりましたが、今回、地区センター条例において生涯学習、それから地域の振興及び福祉の増進に資する活動を行う者というふうに変えたという、そのところですが、今までは、やはり社会教育法の枠の中で行われていた施設ということで、それにかかわる関係の方ということで、ここでいう学校長であるとか、そういった方々が委員になって

きておりましたけれども、今後、地区センターになったとしても、生涯学習というのは引き続き残りますし、それから福祉の増進という部分で新しいところが出てきますので、この中で、どういった方がそこに入っていただくのが一番いいのかどうかというようなところは、それぞれ地域がございまして、地域のほうで御協議いただきながら、どういった方が新たに加わってくるのか、今までほとんど生涯学習の団体の方ばかりであったものは、それが今度は地域福祉の関係の方にかかわるとか、そういうようなことは地域で起こるといふふうに思います。

○委員（川上文浩君） 逆に思っていて、学校関係者とか社会教育関係者が今までは構成員として入っていましたよね。今度は生涯学習に変わったんで、今までは生涯学習だとおっしゃるけれども、基本的にはやはり学校関係で、社会教育関係者の方々が入ってくれて、公民館運営審議会としても非常にいい、的確な意見がいただけるのは非常にありがたい、私も顧問で入っていますけれども、よかったということで、これは委員は生涯学習、地域の振興及び福祉の増進というふうに変えたときの想定を、この条文から読み取れる部分でいくと、一定のそういった方向があるのかなということだろうと思っていれば、地域で決めてくれという話でいいんですか。そういうことでとっていいんですか。この条文からするとそういうことで、課長がおっしゃったことでいいわけですね。あとは地域にお任せと。

○地域振興課長（井藤裕司君） 基本的には、地域のほうで適切な団体の代表を御推薦いただくということになると思いますけれども、今の小学校、中学校、こういった方々が入っていただいて、今うまく公民館運営審議会が運営されているというところ、今後もこの地区センターを拠点とした子供の居場所という部分も非常にありますので、今までと大きく変わることはないのかなというふうに考えておりますが、こちらからどの団体をその委員にしなきゃいけないという、そういうふうに決めていくことは考えておりません。

○委員（川上文浩君） コミュニティセンターの運営審議会というのは、誰がどこで決めるんですか。市長が委嘱するんですよね。地域で考えるとおっしゃっているんですけど、地域のどこが考えて決めてきているんですか。それで、市長が委嘱するということですが、そんなふうで、地域のどこがやるんですか。自治連合会なんですか、どこが決めるんですか。地域でやれとおっしゃるんですけど、この条文からは読み取れないですよ。最終的には市長が委嘱するんですけど、どこが決めるの。ちょっとはっきりして。

○地域振興課長（井藤裕司君） それぞれの地域地域において、今までもそうでしたけれども、運営についていろんな差がございまして、その地域でどういったところに重点を置くかとか、それから課題があるのかというところが違いますので、そういったところで、地域の方々と相談して、市長が委嘱するというのは間違いはないですけども。

○委員（川上文浩君） 聞いているのは、地域地域でわかるんですけども、地域のどの組織で誰が決めるんですか。それを市長が委嘱するわけですから、今の説明でいくと、この条文からいくと。それは地域で地域でとおっしゃるんですけど、地域というのは、極端なことをいうと誰でもいいんですか。誰が決めるんですか、最終的に。その組織は何なんですかという

ことなんですよ、僕が聞きたいのは。そこだけです。

○**地域振興課長（井藤裕司君）** それは、基本的には、先ほども地域の自治の促進ということがありますので、自治会長、自治連合会長、こういったところの御意見が反映されたものになってくるといふふうに考えてはおります。

○**委員（伊藤健二君）** 14 の地区があり、そこに自治連合会を初めとする地域関係諸団体が今現存してあります。その地域の特性によって構成メンバーや、それとの横の連携の仕方は多少微妙に違いはありますが、それも含めて、その地区ごとの地域関係諸団体が自発的・自主的に協議し合いながら、現行、公民館の運営審議会委員を決めてきたと同じ手続を経て、また提案を市長に対してしていくという流れだということをはっきり言えば、それでこの話は終わりだと思いますので、それで問題ないと思いますよ。

○**地域振興課長（井藤裕司君）** 済みません、そういうふうに考えております。

○**委員（酒井正司君）** 地区センターが設置される目的は1条にうたってあるとおりでありますが、これは平時の想定ですよ。いわゆる災害時は避難所指定になりますわな。その条文を探すと、多分10条の第5項、公益上特に必要と認められるときだと思っておりますが、それ以外にありますか。

○**地域振興課長（井藤裕司君）** 必要と認められるときということで、まず災害がございます。災害については、当然ながら避難所になったら、そこで制限がかかるということがございます。

それから、あとはその地域のイベント、そういったものでその地区センターを使っていくというようなときには、あらかじめ周知をしていくというふうになるかと思っております。

○**委員（酒井正司君）** 避難所についてのことを聞いているので、ほかのことはよろしいですが、条文としてここ以外にありますか。

○**地域振興課長（井藤裕司君）** この条文になります。

○**委員（酒井正司君）** だと思って質問したんですが、これはやっぱり地域振興課であり、市民部の内部的な条文だと思うんですよ、表現がね。やはり災害ということは最優先に持ってこなきゃいかん。想定しなきゃいかん最優先事項、全てに優先するわけですね。ですから、この使用の取り消しの一番頭に持ってこるべきことなんです。しかも、私個人的ですが、もう少しわかりやすく、災害であるとか非常時であるとか、そういうふうな表現にしてしかるべきだったと思うんですが、いかがでしょうか。

○**市民部長（吉田隆司君）** おっしゃるとおり災害という言葉を入れるか入れないかということでございますけれども、現段階の条例のつくりとしては、そこまで入れる必要じゃなくて、もうちょっと広い意味で、市として特別に使う場合があるものについてはこの取り消しをして市が優先的に使えるという、そういう広い意味で使えるものですから、今の表現としてはこういった形で、災害という特定をした形では載せていないということございまして、仮に災害が起こったときは、これで使用している方は使用できなくなって、災害に対して使えるという条文になっていますので、酒井委員おっしゃられるように災害という言葉を入れる

かどうかというのはちょっと考える必要があるのかなと思いますが、現時点ではこういう形で載せさせていただいております。

○委員（酒井正司君） 別に間違っているわけでもない、不十分でもないと思うんですが、やはりその後のことで順次ありますんでね。公益上必要と認められた全てに優先することですから、例えば順序だけでも頭へ持ってくるとか、災害時なんていう言葉はこういうことの条文には入れるべきじゃないかもしれませんが、個人の趣味かもしれませんが、そういうことを思いましたので、お聞きおきください。

○副委員長（野呂和久君） 16 ページの地区センターの別表の使用料の限度額というところ
です。

限度額というふうにありますけれども、各地区センターごとに金額を設定するということも想定されますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 条例では、使用料の限度額という形でお示しをしまして、あと規則のほうでそれぞれ 14 の公民館について、施設の部屋の大きさですとかいろいろまちまちですので、この限度額を基本にしまして、それぞれ館ごとに、部屋ごとに料金は規則で定めていくというふうになります。

○副委員長（野呂和久君） あと、各地区センターごとで、今、部屋ということで 10 が想定されていますけれども、今の公民館の場合、例えば今渡公民館ですと炊事室という表記もあるかと思えます。それぞれ今の現状から、この地区センターについての部屋割というのは、例えばそういう形でどこかに当てはめていくと。細かいことで済みません。

○地域振興課長（井藤裕司君） 14 の館それぞれに施設の大きさが違いますので、今言われるように炊事室という形の表示もございしますが、これについては料理室の限度額をもとにしまして、使用料を決めていくということになります。

○副委員長（野呂和久君） 同じところですか。あと体育館につきましても、現在 2 分の 1 の設定というところも公民館の場合ありますけれども、この 2 分の 1 という設定は今回はしないということでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 条例の中に、それから規則の中に、その 2 分の 1 という、要は体育館を 2 面あるから 1 面を使ったということだと思いますが、ちょっとそれについてはお時間いただいて、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） 先ほどの酒井委員のお尋ねの件の使用制限のことなんですけれども、災害時はもちろんですが、その他の公職選挙法上の使用制限と、もう一つ、先ほどその他イベントのときとおっしゃったんで、何かほかにもあるのであれば、ちょっと教えてください。

という点が 1 点と、備品の基本的な考え方ですね。利用許可が要するというふうに条例に書いてあったと思うんですけれども、今までですと、備品って割と、ほぼ特別なもの以外は持ち込んでいたんですけれども、その都度の利用許可が要るのかどうか、その辺が煩雑になるのかどうかということを知りたいんですけど。

○地域振興課長（井藤裕司君） 8 条の使用制限のところの地区センターの設置目的上、また

公の施設としての役割上、その使用が不適當であると認めるときということで、これは地区センターの目的というのが一番最初の条項にありますけれども、これが優先するというところで、この取り組みがある場合には制限されるというふうになると考えております。

それから、備品の持ち込みにつきましては、確かに小さなものを持ち込むということについて、特に今までと変わることはないと思いますが、今回、利用の幅が広がりましたので、大きな備品を持ち込んだり、中に何かを設置したりというようなことがある場合については、事前に許可をするというふうな取り扱いになるかと思いますが、基本的には今までと大きく変わるところではございません。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終了したいと思います。

では、暫時休憩とします。

休憩 午前9時59分

再開 午前9時59分

○委員長（高木将延君） それでは委員会を再開いたします。

先ほどの副委員長からの質疑に対しての答弁を求めます。

○地域振興課長（井藤裕司君） 済みません、ばたばたして申しわけありません。

規則のほうで、体育室について全体と2分の1という、今まで料金の体系がございまして、これはそのまま引き継がせていただくというふうに考えております。

○委員長（高木将延君） それでは討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） いわゆる社会教育法に基づく施設を、いわゆる使用制限上の幾つかを取り払って拡大をし、コストパフォーマンスの問題からも公共の施設がより有効に活用されて利用されていく。そういうことで、新たに設置と管理に関する条例を拡大発展させようとするもので、大事なことだと思い、賛成です。

生涯学習の普及振興という形で、生涯学習という表現を使っていますが、これは社会概念的に言えば社会教育ということですが、ただ、社会教育法としての根拠法を置きかえるという趣旨がありますので、用語としての社会教育というのは、この条例の中では使われていないというふうに理解をしています。いずれにしても、コミュニティ活動の促進及び生涯学習の普及振興と住民福祉の増進ですから、これはまさに地域の自治活動の発展を期すためにつくっていく条例であるということで、ぜひ積極的に運用して、よりよい地域づくりに貢献をしていただきたいと思います。以上です。

○委員（川上文浩君） 議案第49号 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成という立場で討論させていただきますが、やはり市民生活に直接かかわってくるコミュニティセンター化ということで、条文にありますような部分に関する運用基準

ですとか規則ですとかというのは、決まってから考えてつくっていくものもあるでしょうけれども、やはり市民が不安にならないように、この議案にあわせて整備していくというものも必ずあると思っていますので、そういった意味では、もう少ししっかりと対応していただきかったということはありません。

それと、やはり運営審議会というのは、我々も今まで地区にかかわってきて思うんですけども、非常に大切です。公民館であった時代の運営審議会、それから地区センターに移行した後の運営審議会というのは非常に大切な肝の部分、このところの答弁をもう少ししっかりと整理して、今後、やはり地区、今までどおりの決め方と一緒に、でも条文は変わっているんですから、委員の定義ですよね。委員はということで条文は変わっているのに、今までの決め方と一緒に、それではいかにも、地域に帰って我々も説明ができない。ですから、そういったところもしっかりと出した上でやっていただきたいと思いますし、あと他の委員からもいろんな意見が出ましたが、これが通ってからの要望ですとか、こうしてほしい、ああしてほしい、どうなんだということも出てくると思いますので、今回、議案には関係ない部分も出ましたけれども、やはり市民生活に直結していく地域のコミュニティセンターの話ですので、もう少し整理をして、しっかりと答えられるようにしていただきたいということをお願いして、賛成討論とします。

○委員長（高木将延君） ほかに発言はございませんですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 49 号 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 49 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それではお諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、ただいまから午前 10 時 15 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 03 分

再開 午前 10 時 13 分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

次に、出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人といたしまして、一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長 渡辺英幸さん、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 三好誠司さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただいております。

それではまず、一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より御説明をお願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） それでは、配付資料の 17 番を御用意ください。

平成 28 年度事業報告及び収支決算書というものでございます。

2 枚目の裏側をごらんください。1 ページというところでございます。

こちらのほうで概要のほうはございますが、うちの一般財団法人ですね、公益目的事業というのも実施してまいりまして、そのために公益目的支出計画というものを行ってまいりましたけれども、ことしの平成 29 年 3 月 31 日をもちまして計画が完了いたしまして、正式に一般財団法人という形をとることができましたので、それだけ御報告いたします。

それでは、いろいろな事業をうちの振興公社はやっておりますが、一つずつ説明をしてまいります。

1 ページの黒四角の 2 番目のところをごらんください。事業の内容ということでございます。

1 番目としましては、文化芸術及びレクリエーション振興事業ということで、これが公益目的事業に当たるわけでございますが、何かといいますと (1) 番のガラス工芸講座というものがまずございます。こちらはわくわく体験館という施設のところでガラス工芸を行っているものでございますが、受講者数としましては、平成 28 年度は 6,899 名の方が受講されたということで、平成 27 年度と比較しますと 86 名の減ということになりましたが、受講料収入としましては平成 27 年度と比較しますと 61 万円の増ということで、収入に関しましては増になりました。

2 ページのほうをごらんください。

(2) 番としまして、ガラス工芸作品展ということで、各所で受講生の作品、あとは講師の作品を展示してまいりまして、各地区にわくわく体験館のガラス工房というものを PR してまいりました。

その下の (3) 番としましては、コンサートを文化創造センター a 1 a の小劇場で行いまして、このコンサートを通じてわくわく体験館の PR を行いました。

次の 3 ページのほうをめくっていただきますと、2 番目としましては、わくわく体験館施設管理貸館事業というものでございます。わくわく体験館のほうには宿泊施設とか体育館、会議室、それから浴場がございまして、そちらの利用につきまして別事業ということで上げさせていただきます。こちらの利用者数につきましても、合計しまして 1 万 9,383 名

の方が御利用いただきまして、平成 27 年度と比較しますと 1,417 名の増、利用収入につきましても平成 27 年度と比べますと 38 万円の増ということで、こちらの施設につきましては利用者数、それから料金とも増になっております。

あと、施設の維持管理、それから自主事業ということですが、4 ページの②番のほう、リサイクル講座ということで、リサイクルに関する講座につきましてもこの表のとおり行っております。これは、いろいろガラスの廃材などを利用した楽しいお遊びの講座というものでございます。

それから、その下の 3 番目としましては出前講座といたしまして、わくわく体験館から出まして各地区で簡単なガラス工芸を楽しんでいただくものを実施しました。

5 ページのほうをごらんください。

真ん中下でございます。④番、みんなで作るスタンドグラスというものでございます。これ毎年いろんな公民館のほうでやっておりますが、平成 28 年度は帷子公民館に市民の皆様がつくられたスタンドグラスを飾っております。

それから、6 ページのほうですね。5 番目としまして、スタンドグラスの店舗看板づくり講座ということで、市内の業者みずからの手でスタンドグラスをつくるというもので、こちらのほうは 1 件行っております。

それから、4 番目の誘客活動ということで、いろんなメディアを通じまして PR 活動を実施しました。

それでは、7 ページのほうを見ていただきますと、今度はがらっと事業が変わりまして、学校給食センターの給食調理事業ということでございます。調理事務のところをうちが担当しておりまして、現在の給食調理数としましては 1 日当たり平均 9,100 食ということで、平成 27 年度と変わりはありません。

4 番目としましては、市立保育園 4 カ所ございますが、そちらの給食調理事務につきましても同様にうちが担当しております。

事業としましては以上でございますが、あとこの半分下につきましては、会議、理事会とか評議委員会の開催内容です。

5 ページのほうにつきましては、組織の運営状況ということで、職員の数等について表になっておりますが、一番下の右側のトータルとしまして、平成 28 年度末の職員の数としまして 68 名で行っておりますが、これは平成 27 年度と同数でございます。

あと、9 ページは特に作成しておりませんので説明を省かせていただきまして、続けて平成 28 年度の収支決算書につきまして説明をいたします。

1 枚めくっていただきまして、1 ページという形になりますが、正味財産増減計算書でございます。こちらにつきまして、大きいところとしましては、まず経常収益というところでわくわく体験館利用料収益ということで 1,600 万円というふうに上げさせていただいておりますが、これは先ほどの施設利用者とかガラス工芸の受講者からの収入でございまして、前年度と比較しますと 93 万円ほどの増という形になっております。

そのほかにわくわく体験館につきましては、可茂衛生施設利用組合からの指定管理を受けておりますので、その指定管理料が4,900万円、それから学校給食センターの調理業務の受託料でございますが、これが2億3,000万円、保育園のほうは4,000万円という収入でございます。それから、あとは受け取り補助金ということで、2,900万円の補助金をいただいております。あとは雑収益です。トータルとしましては、経常収益の計としまして3億7,400万円という事業でございます。

それでは、経常費用につきまして説明をいたします。①番の事業費と②番の管理費というふうに分かれてございますが、事業費のほうにつきましては人件費ですね。給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費ということで上げさせていただいておりますが、これが事業費の中で一番大きい金額を占めているものでございます。そのほかにつきましては委託料の3,700万円、こちらにつきましては特にガラス工芸の委託料でございます。それから、その次が光熱水費が3,400万円、こちらは給食センターのほうの電気料とか、そういったものが主になります。それから、その上の燃料費1,400万円、これも給食センターの灯油が大きく占めております。あと、大きなものとしては租税公課、これは消費税でございます。そういったところが主なものでございます。

増減につきまして説明をさせていただきますと、この1ページの一番右側の表が増減でございますが、大きいところではやはり給料手当が400万円の増ということでございますが、こちらは人数のほうは変わってございませぬけれども、定期昇給とか人事院勧告によるベースアップを反映したものでございます。特に期末手当などが0.5カ月上がったとかいう制度改正的なものも反映されております。

下のほうへちょっと見ていきますと、マイナスの230万円ということで燃料費が上げさせていただいておりますけど、こちらでも灯油とか、そういったものの値下げということ、それからその下のマイナス160万円は電気料の値下げというものが影響しております。

あと、2つ上になりますけれども修繕費が280万円ほど増になっておりますが、これはわくわく体験館の施設が大変古くなってきておりますので、各所を修理したというものでございます。

2ページのほうに上から数段目のところに当期経常増減額ということで、経常収益から経常費用を引いたものが当年度としまして10万3,141円ということでございます。こちらが利益という形になっております。

それでは、次、3ページのほうですけれども、先ほどの各事業別に分けたものでございます。

4ページ、貸借対照表ということで、資産、それから負債、あと正味財産の部ということで3部に分かれてございますが、こちらは5ページのほうをごらんいただきますと、同じような表になっておりますので、こちらのほうが詳しいので5ページを見ながら説明をさせていただきます。

まず資産の部でございますが、流動資産は現金預金ということで現金が10万3,000円、

それから普通預金が 3,100 万円、これは平成 29 年 3 月 31 日現在のものがございます。そのほかに立替金は労働保険料の立てかえ金が 100 万円というものがございます。

固定資産の部につきまして、基本財産としまして定期預金が 1,500 万円ございます。それから、特定資産としましては減価償却引当金ということで普通預金として 170 万円ほど、それからその他の固定資産としましては車両運搬具、重機、備品ということで、ワゴン車、軽トラック、それからプリンターですね、それぞれがわずかですけれども計上されております。これが資産になります。

それから、負債としましては未払費用としまして 3 月分の委託料、それから 3 月分のガス・灯油代、それから社会保険料の 4 月納入分、その他というもので、こちらのほうが 590 万円ほどございます。それから、未払消費税につきましては 500 万円、預り金としまして社会保険料とか源泉徴収の預かり分が 1,700 万円という形で、流動負債の合計としまして 2,800 万円ということでございます。

先ほどの 4 ページのほうに戻りまして、下の部分の 3 番の正味財産の部ということで、指定正味財産は 1,500 万円でございますけれども、一般正味財産として 611 万 6,350 円ということになりまして、増減比としましては、先ほど正味財産増減計算書で説明した利益の部分、10 万 3,141 円がプラスされたという形になっております。

あと、6 ページは同じような説明になりますので省略させていただきます、7 ページは監査報告でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 修繕費についてお聞きします。

増減の計算書内訳表を見て、今話題になっているのはわくわく体験館施設の修繕が 482 万何がしになっているんですね。それで年次比較をすると、昨年と今年度、平成 28 年度の比較でいうと 280 万円ほどふえたけれども、わくわく体験館の修繕にかかわっては、ここに書いてある 480 万円まるっとでよろしいのでしょうか。特に私が聞きたいのは、風呂のろ過機は絶対手抜きせずに、一切事故を起こさんようにしてほしいと思っているので、これで何回目の修繕かよく知らないけど、年数もたってきておるし、古くなって必要があるなら取りかえる、部分補修で済ますにしても、定時の点検と衛生水準の絶対確保は至上命題で取り組んでほしいと思いますが、その辺の状況を簡単に結構ですので教えてください。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） まさしくそのとおりで、浴場のろ過機の総取りかえを実施いたしました、平成 28 年度で。

それで、今、ろ過につきましては新品のものを使っているということで、こちらの費用が修繕費の中ではナンバー 1、ナンバー 2 をとっているという形になります。あと、もろもろ細かい修繕ではございますけれども、そういったものの積み重ねというものでございます。

大きな修繕につきましては、可茂衛生利用組合のほうが修繕されますので、私どもができる範囲というのはある程度小規模な修繕という形になります。

○委員（川上文浩君） 貸借対照表の中の現金預金が1,100万円増減している部分に関して説明はありましたっけ。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 失礼いたしました。

現金預金、前年度は4,200万円、当年度は3,100万円ということで1,100万円の大きな増減につきましては、こちらにつきましては、いつも3月の時点で3月に購入したものとかが支払わなければならないものを4月に払っておりました。ですから、下のほうの負債の部で未払費用というところで大きく計上されておったんですけども、今回につきましては3月に購入とか支払わなければならないものは、できるだけ3月31日までに支払ってしまおうという方針でやらせてもらったおかげで未払費用は減りましたが、そういった手持ちの現金が1,000万円、昨年と比べると少なくなったという理由でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

参考人の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） 私からは平成28年度の可児市体育連盟の事業報告、並びに決算報告を資料番号18の資料で説明させていただきます。

資料の1ページから2ページにつきましては、体育連盟の平成28年度の年間行事を記載させていただいております。

それでは、3ページをごらんください。

体育連盟の主なスポーツ振興に関する事業でございます。

初めに、平成28年4月24日日曜日に可児市総合体育大会開会式を実施いたしました。多数の来賓と加盟団体から約200人の参加を得て開催いたしました。大会方法につきましては、地区対抗方式及び選手権方式、両方で採用しまして実施いたしました。また、開会式において昨年度3位までの地区体育振興会の表彰や、体育功労者並びに優秀選手に表彰状を贈呈いたしました。

次に、第47回可茂地区体育大会です。6月末から8月初めにかけて県民スポーツ大会の出場枠を獲得するため、14競技、選手336人を派遣いたしました。

次の第9回県民スポーツ大会は、平成28年9月18日に中濃地区で開催され、24競技、337人の選手を派遣いたしました。ポート種目の優勝を初め、準優勝が少林寺拳法、馬術、3位が自転車、ホッケーで、加盟団体のうち8位以上の入賞種目が14種目と確実に得点を重ねまして、前年度同様県下30市郡中総合第6位の成績となりました。これは加盟競技団体の日ごろの練習の成果により上位に入ることができ、確実に競技力は向上していると理解しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第59回可児駅伝競走大会は、平成28年12月11日日曜日に118チームの参加を得て盛大に開催いたしました。

次の平成29年2月19日日曜日には、第36回可児シティマラソン大会を開催いたしました。前年度を上回る2,054人の参加者があり、事故もなく無事終了いたしました。ジョギング部門には仮装の部を設けるなどしまして、競技性だけではなく楽しみながら参加してもらえる大会となり、多数のボランティアの皆さんの協力を得て開催できました。

その他の事業として、トレーニング講習会を35回開催し、706人が受講いたしました。スポーツ教室として8講座、124人が参加いたしました。また、広報紙「体連かに」を平成28年11月に発行いたしました。

この資料には記載はありませんが、錬成館の管理運営事業として柔道場、剣道場などを1年間で3万1,855の方が利用されました。また、体育施設の受託に関する事業として、B&G海洋センターの体育館を初め10の管理業務を受託し、市民の皆様に安全、快適なスポーツ施設として御利用いただきました。

次に、会議関係です。5ページ、6ページをごらんください。

この資料のとおり開催いたしました。今後も体育連盟では、競技スポーツ並びに生涯スポーツを通じてスローガンでもある「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体育連盟」を motto に活力のある明るいまちづくりに努力してまいります。

続きまして、決算の報告をさせていただきます。

7ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部で、流動資産として現金預金と未収金等で1,507万8,243円、固定資産で基本財産合計1億1,999万908円、特定資産の積立預金として302万2,185円、その他固定資産として建物等の合計で1億1,170万379円です。固定資産の合計で2億3,471万3,472円、資産合計は2億4,979万1,715円となります。

次に、下の負債の部になります。未払い金等の合計で1,507万8,243円です。

正味財産の部は、指定正味財産、一般正味財産の合計で2億3,471万3,472円です。負債及び正味財産合計で2億4,979万1,715円となり、これは資産の合計額と同額となります。

次に、8ページ、9ページの正味財産増減計算書をごらんください。

経常収益は、基本財産、利息収入として6,800円、会費収入として加盟団体会費と賛助会費で215万9,300円、事業収益として、スポーツ教室や講習会受講料などの自主事業収益として73万1,510円、体育施設受託費として3,779万928円、センター運営事業収入115万5,370円を合わせまして3,967万7,808円となります。

受取補助金として、体育連盟活動補助金である市補助金2,657万4,808円、センター運営補助金として1,055万3,868円、県体協補助金10万円、合わせて3,722万8,676円です。

受取負担金として、シティマラソンの参加費等で485万1,136円、雑収益として58万1,336円であり、経常収益として合計8,450万5,056円となります。

次に、経常経費といたしましては、事業費と管理費に区分されております。職員給料や福利厚生費、共済掛金負担金などについては、それぞれの事業で職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の決算ですが、総額 8,214 万 5,121 円であります。主な支出としては、人件費として、職員の給料手当 2,033 万 3,182 円、福利厚生費 313 万 8,972 円、臨時職員賃金 449 万 9,950 円です。

シティマラソンや各種教室の消耗品関係で 189 万 5,709 円、シティマラソンの参加費や景品関係の報償費として 141 万 9,195 円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に 84 万 2,875 円、錬成館の光熱水費に 153 万 4,134 円、加盟団体への助成金に 661 万 1,409 円、あと施設管理委託料等に 2,873 万 6,305 円、減価償却費として 490 万 6,000 円などです。

このうち人件費が前年度に対して 109 万 1,547 円増加しているのは、扶養手当や地域手当の増加によるためになっております。

また、負担金が前年度に対して 137 万 5,877 円増加しているのは、平成 28 年度よりウエスタンリーグ公式戦に係る補助金 124 万 4,602 円を一旦市から当会計で受け、その後、実行委員会に支出しているためです。同様に受け取り市補助金についても増額となっております。このウエスタンリーグにつきましては、平成 28 年 6 月 18 日土曜日に開催をしまして、3,388 人の入場を得て盛大に開催することができました。

次に、法人の管理費ですが、職員の給料、租税公課、減価償却費等を含めまして 767 万 8,792 円であり、事業費と合計した経常費用総額は 8,982 万 3,913 円であります。

経常収益から経常費用を差し引いた経常増減額はマイナス 531 万 8,857 円です。これは減価償却費の非現金支出費用、減価償却費というのは現金としては支出しておりませんので、それが主な要因となっております。

当期一般正味財産増減額はマイナス 531 万 8,857 円となり、一般正味財産期末残高は 1 億 2,911 万 3,472 円となり、指定正味財産期末残高 1 億 560 万円と合わせまして、正味財産期末残高は 2 億 3,471 万 3,472 円となります。

体育連盟につきましては、体育振興を目的として事業を行っており、収益目的の事業を行っておりませんので、可児市からの体育振興補助金や錬成館の運営事業補助金、体育施設の委託管理の委託料について、毎年年度末に精算をして、不用額が出た場合に市に返還しております。これにより収支はゼロ円となりますが、先ほどもお話ししましたが、固定資産の減価償却費については毎年計上されますので、その減価償却費分がマイナスとなって計上されております。

次に、体育連盟の財産となります。

14 ページの財産目録をごらんください。

基本財産として、定期預金 6,800 万円、決済預金 5,199 万 908 円があり、特定財産の積立預金 302 万 2,185 円と、その他固定資産の建物等を合計した固定資産合計が 2 億 3,471 万 3,472 円となり、現金と固定資産を合わせた資産合計は 2 億 4,979 万 1,715 円となります。

そこから未払金、預り金の流動負債 1,507 万 8,243 円を差し引いたものが正味財産で 2 億 3,471 万 3,472 円となります。

15 ページにつきましては監査報告です。

説明は以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えてもらいたんだけど、ウエスタンリーグの実行委員会、実行委員会で支出してやられているということですけど、チケット売り上げがあるよね。それはどこに計上してますか。実行委員会のほうでやって、こちらに上がってこないのか、ちょっと教えてください。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） ウエスタンリーグの決算につきましては実行委員会のほうで行っておりますので、こちらの決算には一切出てきておりません。

○委員（川上文浩君） 実行委員会の中で収支が出てくるよね。報告されて、その中の当然マイナスなのかプラスなのか出てくるはずなんだけど、その残金処理はどうなっている。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） そちらのほうで収支を行いまして、その収支の結果、また体育連盟のほうから市のほうに全部まとめた形で返金というか精算をしている形になります。

○委員（川上文浩君） その精算は、スポーツ振興課を通じて精算して返していくという形がいいですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） スポーツ振興課を通してになります。

○委員（川上文浩君） その実行委員会の収支は見られるわけですね。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） はい。

○委員（伊藤健二君） 減価償却をお尋ねします。

増減計算書内訳表で、経常経費の中の事業費の、さらに細目で交通費があって、交通費 1 段文字がずれておって、会議費から始まって、最後減価償却となりますけど、これはみんな交通費名目の出費なの、これ。ずうっと明細表に書いてある。私が聞きたいのは減価償却費というところなんだけど、ちょうど印刷のページが下へ 1 個ずれる最初が一番上だけ、トータルで合計が 490 万 6,000 円、この内訳がありますよね。この内訳の主要なものを知りたいと思ったんだけど、それはわかりますか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） 済みません、ずれは確かに 1 つずれておりますので、これはずれです。

減価償却の主なものとしては建物です。あそこの錬成館の建物が主な減価償却となっております。

○委員（伊藤健二君） 体育振興事業の中の 217 万何がしは錬成館の建物の除却された分、減価償却費として除却した分を示しているという御返事ですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） そうです。全て案分をしております

ので、減価償却の中で幾らということを出してきておりますので、その事業の金額に応じて減価償却をそれぞれ体育振興事業、受託事業、センター管理、あともう少し下にも出てまいります。真ん中ぐらいですね、ちょうど11ページの11のところには減価償却費とありますが、ここの78万410円が法人会計のほうの減価償却費。総額で五百何がしとありますけれども、その案分となっております。

○委員（伊藤健二君） 7ページの貸借対照表を見ると、固定資産としての車両運搬具が当年度、平成28年度末で11万5,985円。昨年と比べると11万5,000円、ほぼ同額が落ちておいて、ずうっとめくって行って最後の内訳を見ると、固定資産の取得額と当期末残高、当然これは一致するわけやけど、当期末が11万5,000円ですので、何かほとんど車については残存価値が残っていないように思いますが、これで事業を営んでいるの、大丈夫ですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（三好誠司君） 今、車両3台所有しておりますけれども、かなり年数的には来ております。そこで、残存価格自体はほとんどない状態というのはおっしゃられたとおりです。不備が出てくるといけないということで、今年度、状況を見ながら来年度の予算要求になるのか、今年度の中で動けるものがあれば不足ないようにやっていきたいなと思っております。

○委員（伊藤健二君） けがのないように使い切って、可児市全体の車両処理の中で上手に回してやってください。僕らが残っているうちは大丈夫と言っていますが、どうもありがとうございました。

○委員長（高木将延君） ほかに発言のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

参考人の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） よろしくお願ひします。

まず、皆様のお手元に置かせていただきました黄色のパンフレット状のものでございますが、これは当財団が平成28年度に実施いたしましたa1aまち元気プロジェクトレポートということでございます。従来の横開き方式を大幅につくりかえまして、1枚紙に年間の当該事業を全て網羅して、かつ読み尽くしていただけるように工夫をさせていただきました。さきにお届けしましたブルーのアンニュアルレポートとあわせてごらんをいただければ、文化創造センターa1aの活動のほぼ全体像を把握いただけるのではないかなと思っております。後ほどにでも改めてお目通しいただければ幸いに存じます。

それでは、本日の議案配付資料ナンバー19の経営状況説明書に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページでございます。

平成28年度の事業報告でございます。

大きく4つの部門に分けております。1つは、鑑賞体験促進事業、これは良質な文化・芸

術を体験できるよう市民の方に提供するというものでございます。例でございますが、音楽については、地域拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団によるサマーコンサート及びウィーン・フォルクスオーパー交響楽団によるニューイヤーコンサートの2回の大きなコンサートを開催いたしました。また、和太鼓を中心とした伝統的音楽芸能「鼓童ワン・アース・ツアー2016～螺旋」、これは共催で公演をいたしました。さらにポップス部門では森山良子の多彩なステージを演出。そして、演劇につきましては、文学座による「越前竹人形」を公演いたしました。また、7年ぶりになりましたが、松竹大歌舞伎では市川染五郎一行による豪華な舞台が実現いたしました。納涼及び初席のかに寄席は定番となっております。展覧会につきましては、おなじみのエイブル・アート展を開催。映画につきましては、秋に「アーラ映画祭 2016」を、また毎月2日間、厳選した作品をアーラ・キネマ倶楽部事業として上映いたしました。

2つ目のまち元気・市民交流促進事業といたしましては、地域の劇場として、可児市のまちづくりに貢献するため、「アーラまち元気プロジェクト」を引き続き実施いたしました。主な事業としては、村井國夫、音無美紀子夫妻による朗読公演「シリーズ恋文vol.7」やa1aコレクションシリーズvol.9「お国と五平」「息子」の2部作や大型市民参加事業である演劇「MY TOWN可児」を公演いたしました。これには59名の市民キャストに加えて、市長、議長、市議の皆様方にも御出演をいただいて花を添えていただきました。

また、ワークショップ等の事業につきましては、各種施設等に出向き、文化創造センターa1aに来られない市民にも文化・芸術に触れていただく機会を提供し、またコミュニティプログラムとして、高齢者の体力づくりと孤立防止、小さいお子さんを持つ親の子育て支援等にも取り組みました。

本事業をイメージしやすく写真入りのカラー刷りレポートとしてまとめたのがお手元の、先ほど申しあげましたレポートでございます。後ほどにでもお目通しいただければ幸いに存じます。

3つ目の貸し館事業、施設管理につきましては、利用者の皆様が快適に利用していただけるように、舞台技術、制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するように心がけてまいりました。また、開館後14年を経過いたしました施設でございまして、維持管理と緊急度、優先度を考慮した修繕を進めてまいりました。さらに、来るべき大規模改修に備えて市側が進めている施設調査に全面的に協力し、関係者と調整をとりながら実施計画の準備を進めてまいりました。

最後にその他でございます。文化庁が総合的に支援する全国トップレベルの劇場、音楽堂等である特別支援施設として、4年目の補助採択を受けまして、劇場運営に関して、一層市民の視点に立ち、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう事業を推進してまいりました。英国リーズのウエストヨークシャー・プレイハウスとの舞台作品の共同制作に関連して、教育現場での英国人講師によるコミュニケーションワークショップや英国戯曲のドラマリーディング、そして共同制作のシンポジウムを行いました。

続きまして、3ページ以降でございますが、事業別ごとの報告を記載いたしております。時間も限られておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、最初の鑑賞体験促進事業といたしましては、3ページから5ページまでにわたりますが、落語、演劇、音楽、クラシック、映画、展覧会などの21の事業を進めてまいりました。

6ページからのまち元気・市民交流促進事業のうち、自主企画公演といたしましては7つの事業を実施いたしました。ナンバーの3にございますa1aコレクションシリーズvol.9「お国と五平」「息子」は、それぞれ谷崎潤一郎、小山内薫の戯曲をマキノノゾミ演出、佐藤B作主演で公演。「息子」におきましては、佐藤銀平との実の親子共演がこの可児市で実現いたしました。

7ページから8ページ中段にかけましては、まち元気・市民交流促進事業のうち、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。8ページにかけて、ワークショップが7事業、アウトリーチがごらんの4事業でございます。

続いて、講座・講演の部では、4事業とも前年度からの継続事業ですが、ナンバー3の世界劇場会議国際フォーラム2017におきましては、前回に引き続き「劇場は社会に何ができるか、社会は劇場に何を求めているか」のIIをテーマにいたしまして、イギリスを初め日本全国から劇場、大学、医療、NPO等多方面の関係者が一堂に会して、講演や各種セッションが展開されました。

9ページの中段以降には3つの人材育成事業を、同じページの最下段から次の10ページにかけましては芸術団体等支援に位置つけた4事業を掲載いたしております。

次に、10ページの中段には市からの委託事業を市民の文化祭として音楽祭、美術展、文芸祭の3つの事業を開催いたしました。

最後に、各事業共通である広報宣伝事業と鑑賞モニター事業及び私のあしながおじさんプロジェクトを掲載いたしております。

以上が年間事業につきまして、大まかですが御説明させていただきました。

それでは、次のページ、12ページをお願いいたします。

庶務の概要でございます。

財団の役員と職員に関する報告となっております。役員は理事長、理事合わせて7名、監事2名、評議員13名となっております。職員につきましては、館長以下24名の職員体制で運営いたしております。

13ページ、役員会等に関する事項につきましては、3回の理事会が行われ、評議委員会につきましても3回行っております。

14ページをお願いいたします。

14ページから18ページにかけましては、契約に関する事項として1件30万円以上の契約業務を全て記載いたしております。このうち、事業に関連した業務委託契約につきましては、鑑賞事業や自主制作事業、ワークショップに係るものなどが68件ございました。また、施設の管理に関する契約は、清掃業務、消防設備の保守点検、警備業務など16の業務を委

託契約いたしております。

続きまして、19 ページからは財務諸表関係になります。

19 ページは貸借対照表です。平成 29 年 3 月 31 日現在の財団の財産の状況の説明となります。ごらんとおり、I 番、資産の部、II 番、負債の部、III 番、正味財産の部とございます。資産の合計から負債の合計を引くと正味財産合計となります。

当年度欄の下から 2 段目ですが、正味財産合計 1 億 8,507 万 4,223 円で、前年度対比約 1,167 万円の増ということでございます。この増減につきましては、正味財産につきまして 27 ページにあります財産目録にて御説明申し上げます。

27 ページをお開きいただけますでしょうか。

流動資産から始まっておりますが、科目は現金から貯蔵品までございます。中ほどに未収金がありますが、これは文化庁の文化芸術振興費補助金等でございます。平成 29 年 3 月 31 日現在、補助金未収分が大半を占めておりますが、ごらんとおり約 7,019 万円ほどです。当然これは年度明けに収入済みとなっております。補助金以外では、チケットのクレジット払いのものやネット購入のものなどになります。

次に固定資産の部ですが、基本財産といたしまして、有価証券と預金ということで、合わせて 1 億円でございます。

次に特定資産ですが、これは用途が特定のものでございますが、退職給付引当資産でございます。その下のその他固定資産ということで、車両運搬具があります。車 3 台でございます。あと、給与計算ソフトウェア等がここに書いてございます。

その下、流動負債ですが、未払金、前受金、預り金とございます。前受金は次年度分、すなわち平成 29 年度分の貸し館、施設の利用料、チケットの売り上げの分、これらにつきましては 4 月 1 日に平成 29 年度の収益に振りかえをいたしております。

その下、固定負債ということで先ほど申しました退職給付引当金、年度末に職員が全員自己都合退職をすることを想定しての毎年の計上でございます。

そして、一番下が正味財産ということで、資産から負債を引いた額で 1 億 8,507 万円ほどございます。この数字が、先ほどの 19 ページの貸借対照表の最後のほうの数字と一致いたしております。

それでは、ページを戻りまして 20 ページをごらんいただけますでしょうか。

正味財産増減計算書でございます。こちらは、財団の 1 年間の動きを見ることができる資料でございます。

1 の 1. 経常増減の部でございますが、(1)経常収益といたしましては、当年度の数字でいきますと上から 3 番目になりますが、事業収益が 5 億 6,565 万 3,958 円でございます。内訳として主なものは、数字の上から 4 段目、入場料収益 4,715 万 2,950 円で、前年度比較で約 772 万 3,000 円の増額となっております。これは 7 年ぶりに実施いたしました松竹大歌舞伎を初めといたしまして、実施事業の入場収益が伸びたことによります。

内訳の下から 2 番目の指定管理受託収益、これは指定管理料でございますが 4 億 5,000 万

円を市のほうからいただいております。前年度と同額になっております。これは財団収入の大きな部分を占めておりまして、経常収益の約 72%に当たっております。

少し下の段にあります受取補助金等につきましては、特別支援施設として文化庁から交付された国庫補助金及びネットワーク構築支援事業に係る補助金、そして受取地方公共団体補助金の 500 万円につきましては、地域の芸術環境づくり助成事業という市を通しての県費補助金で、合計 5,639 万 3,651 円。前年度より 306 万円ほどの増額となっております。この下の受取負担金とともに内訳が 26 ページに掲載してありますので、参考にしていただければよろしいかと思えます。

そのまま行きます。受取寄附金につきましては 83 万円でございます。これは私のあしながおじさんプロジェクトに 23 団体及び個人から寄せられた浄財でございます。このページの中段にあります経常収益の計といたしましては 6 億 2,762 万 93 円でございます。

次に、中段より下の経常費用につきましては、大きく事業費と管理費に分けて支出をいたしております。

職員の業務に対する従事割合等で振り分けているものでございます。事業費につきましては 5 億 6,286 万 7,369 円、内訳としまして、主なものは給料手当が 1 億 3,552 万 538 円でございます。ここで、臨時雇い賃金の増額がございますが、これは実はベテラン職員 2 名が退職いたしまして、そのときの補充に関連しまして事務の増加と一時的処理能力が不足するのを補うために臨時職員 1 名を採用させていただきました。

事業費の中段あたりにございます光熱水費の前年対比 552 万円ほどの減額につきましては、原油価格の値下がりに伴いまして、電気料金が値下がったことに起因するものでございます。

また、8 行下の委託料の 517 万円の減額は、一概には言えませんが、これは大型市民参加事業の比較におきまして、前年度と比較したときに同程度の減額がございました。前年度はオーケストラで踊ろうというダンスでございまして、今回は演劇でございました。

続いて、右の 21 ページにございます管理費につきましては、5,217 万 7,475 円でございます。主なものといたしましては、給料手当 1,848 万 73 円と、下のほうの段にございます委託費の 1,930 万 6,466 円が目につきますが、経常費用の計といたしましては中段にございますように 6 億 1,594 万 8,882 円ということでございました。増減額といたしましては、その下段になりますが、前ページの経常収益の計から経常費用計を差し引きまして 1,167 万 1,211 円ということでございます。したがって、一般正味財産期末残高につきましては 8,507 万 4,223 円となり、指定正味財産期末残高 1 億円を加えまして、最下段にありますとおり、平成 28 年度の正味財産期末残高は 1 億 8,507 万 4,223 円となりました。

それでは、22 ページをお願いいたします。

22 ページから 24 ページにかけては、正味財産増減計算書の内訳表となります。縦横が逆になりますが、ただいま御説明申し上げました金額が一番右側の欄に入っております。この金額を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の各事業会計の科目別に振り分けた表でございます。

続きまして、25 ページと 26 ページには、財務諸表に関する注記を載せてございます。

そして、27 ページは財産目録となります。先ほど御説明申し上げましたとおり、最下段にあります正味財産につきましては、市からの出捐金 1 億円を含めて 1 億 8,507 万 4,223 円となっております。先ほどの 21 ページの正味財産増減計算書の一番下の数字と一致いたしております。

以上のことにつきまして、28 ページにございますように、去る平成 29 年 5 月 12 日に監査を受けまして、このように監査報告書をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） まず、すごい細かいことで申しわけないんだけど、減価償却を定額だよ。ほかのところはみんな定率を使っているんだけど、何かこれ意味あるわけ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 特にどうしても定額でないという理由はございません。

○委員（川上文浩君） なぜかという、ばらばらなので減価償却の仕方が財団によって。統一的に本当はやられたほうがいいんじゃないかと、見るほうもわかりやすいと思うので、細かいことで申しわけないんだけど、今、3 団体のうちで文化振興財団では定額を用いているのでどっちを用いてもいいんだけど、統一されたほうがいいのかなと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） ありがとうございます。

御忠告ということでいただいております。県からの指導等もございまして、またよりよいものにさせていただけたらと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） それと 1 点気になるのが、13 ページ、理事会賛成 7、賛成 6、賛成 5 という表記をしてあります。これはどういう理由からこういった表記をされているんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） このときには 1 名欠席でございまして、賛成・反対をとることができましたので、このような表記になっております。

○委員（川上文浩君） 5 のときは 2 名欠席ですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） そのとおりでございます。

○委員（川上文浩君） これだけの金額を理事会で収支予算と事業計画を 2 月にやられるときに、7 人の理事のうちの 2 人が欠席してやるというのはいかがなものですか。お答えください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 左の庶務の概要のところには役員の名前もございまして、ここで申し上げてよろしいのかどうか、なかなか日程調整というのも難しい状況でして、要職についておられる方ということもございまして、それは理由にはなりません。その日にちにつきましては、極力全ての皆様方の都合を聞きながら設定はいたしております。

ですが、たしかこのときにはお一人は先にわかっておりましたが、お一人の方はどうしても体調が悪くなってしまったということだったと思いますので、申しわけございません、今後気をつけさせていただきます。

○委員（川上文浩君） 私は誰とは聞きませんが、やはり最終決定機関の重要な理事会ですよね。これは全て決めていく重要なガバナンスの問題になってくるので、そういう意味では理事に忙しい人を選ぶんじゃないで、ちゃんと見ていただいて、ちゃんと意見を言っていただいて、理事会の評決に参加するというのは当たり前だと僕は思うんですけども、その辺のところは充て職的な感覚が強過ぎて、そういう形になって、こういった会議の結果みっともないことになっているんだろうというふうに私は思います。やはり理事メンバー7人いたら、必ず7人がそろっていただいて、この議案ですよ、理事会の。7号、8号、9号とありますけれども、やってもらうのが本来の財団の使命だと思いますし、それをやはり欠席ありき、忙しい人だからで選んでいるんなら選び方を変えたほうがいいと思います、はっきり言って。そんな7人のうちの2人というとなん%かわかりますか。最高意思決定機関なんで、そこそこはもう少し事務局長がしっかりとしてもらるか、理事長がこんなので会議結果を恥ずかしくて本来出せないですよ。厳しい言い方をすると。やっぱりだめだと思います、これは。民間企業だったらあり得ないですね。最高決定機関の役員会ですよ。会社の役員会に役員が欠席すると。こんなこと言うとおかしいんですけども、株主総会だったら、どういう意思決定の仕方をしているんだということになるので、そこそこはやっぱりもうちょっと意識してもらって、高木理事長の問題だと思うんですけども、理事長にちゃんとしていただいて、7人の理事がそろった上で意思決定をしていくということは重要な課題だと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 肝に銘じまして、持ち帰らせていただきまして、全員がそのような意識で今後やれるように気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員（酒井正司君） 20 ページの中段以降の経常費用の中の旅費交通費 1,300 万円、これ私予算の段階で昔言ったことがあるんですが、職員が 24 名ですよ。1人頭単純で割ると 55 万円ですわ。これって普通の会社であり得ない金額なんですけども、もし手持ちに資料があれば、国内と国外に分けた何か明細ございませんかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 済みません、ちょっと今資料を出しますので、申しわけございません。

まずイギリスとの共同制作につきましては、決算としては、これはイギリスから招いた講師等の旅費が入っております。309 万 400 円というのが要するに国際的な海外とのやりとりです。あとは国内での東京への移動とか、国内での移動がその差し引いたものでございます。

○委員（酒井正司君） 何人で何回くらいですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 海外からは通訳も含めまして3名の行き来でございました。

ただ、国内につきましては職員等の旅費につきましては、細かいものはきょう持ち合わせておりませんので、ちょっと人数までは今ここではお答えできません。

○委員（酒井正司君） 詳細は問いませんが、ちょっと異常な数字だということ。それから、海外での滞在のホテルのクラスだとか、あるいは移動のエアのクラスとか、その辺ってわかりますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 前年度につきましては、この事業の中では海外での宿泊は入っておりませんので、渡航分だけでございますが、今その金額につきましてはちょっと手持ちの資料がございません。

ただ、イギリスとの共同制作の関係で海外とは発生したものでございます。

○委員（川上文浩君） きついことも言いましたけれども、それはしっかりやって、本来やるものは当たり前のようにお願いしたいということと、あとはこういった相当額の税金を投入して財団を運営されて文化創造センター a 1 a を運営しているということで、こういった活動を将来的に財団側からすると何らかの担保をしたいと。例えば文化振興条例とか文化条例とか、そういった動きはあるわけですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 国を挙げてそちらの方面に進んでおるのは確かなんですが、文化振興条例につきましては、御存じのように設置、管理に関する条例、設管条例を冒頭の部分に理念等を入れた条例改正をさせていただきました。これが文化振興条例というものではございませんが、可児市文化創造センター条例という名前で皆様方に御議決いただいております。

ですので、今後でございますが、この条例をさらに強固にするために基本計画とかいうようなものにつきましても国の指導等もいただきながら進めていきたいなどは考えております。

○委員（川上文浩君） 建築、それからランニングコストも含めてこれだけの多額の税金を投入しておりますので、今後ともしっかりとどういった方向に行くのかというものは、やっぱり中・長期のビジョンというものも要りますし、大規模改修ではまた数十億というコストがかかるということですので、やはり長期ビジョンで将来に向かって、未来に向かってこういったものを維持していくためには、今何のためにこれをやっているのかということとはきちっと理念にうたって残しておくべきだろうというふうには思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） ありがとうございます。

文化振興条例をさらに大きなものにするということであれば、また市のほうとお話をさせていただいて、御議決いただく形になろうと思います。また、計画等につきましては、人づくり課を通して市のほうと協議させていただいて、市を挙げての振興計画を考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） 保険料が 13 万六千何がしふえました。保険料率が上がってきておるとい一般論から言うと、そういう点からふえると思うんですが、私がお聞きしたいのはどういった内容に対して保険をかけて充実、対応費用を対処しようとしているのかと、考え方の部分で聞きたい点ですね。どれだけ手元に資料があるかわかんないんで、先に例示的に言い

ますが、一つは台風、突風、落雷等含めて風水害被害が文化創造センター a 1 a の施設に発生する危険度は最近上がってきていると思うんです。そういうパターンもあるし、もう一つは樹木がありますね、結構細めの。突風が吹いて、ぼきっと折れて、建物の施設にどんとガラス部分に当たるといふことも当然あり得る。そうやって考えていくと、そういう災害対応上の保険というのはいまどうなっているのかなというのが一つ気になった。

もう一つは、この前地震との関係もあって、つり天井の部分のあれがうち終わったんだっけ。音響装置とか、ああいうのを更新もして、いろいろとさわっているんで、ああいう通常使用と経年劣化との関係で、そこへいわゆる地震、揺れの問題が加わってくるとどうなるのかなというのがあったりして、いろいろ複雑な問題があるんで一般論でしか答えられんとは思いますが、それがどの程度まで保険でカバーリングしようとしているのか。あるいはどういう方向性を今見定めつつあるのかについて。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 申しわけございません。細かい資料は持ってありませんが、施設全体の大きなものにつきましては、市のほうでの契約になっておりまして、もし大きな損害を与えられれば、当然市と起因者ということになるかと思えます。

私どもは運営する中で生じる保険をかけなきゃいけないものに随時かけておりますので、その分の増減があったということでございます。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これにて終了いたします。

参考人の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございます。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

事前質疑がございましたので、可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例に係る状況についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例に係る状況をお尋ねします。

1 番目、条例制定より 18 年が経過しました。施行規則の改定もして、ふん害の防止については成果はどのような状況となっているのでしょうか。条例 1 条に示す環境美化の促進と快適な市民生活の確保、これは目的であるわけですが、その達成度はどのような状況をお尋ねしています。

2 番目として、近年ポイ捨てによる迷惑行為として、コンビニエンスストア等より買入れした、市民もしくは、市外の方かもしれませんが、買入れした食料や飲料の空容器をビ

ニール袋ごと市道を初めとする公道上に捨ておく行為が目立ってきていると私は感じています。道路信号交差点付近の前後、例えば国道であれば住吉東の大きな交差点あたりでも中央分離帯の周りにもさまざまなごみが散らかって放置されている状態があります。川沿い道路の草地であるとか、ですから交差点だけではないわけですね。人目が見えないところ、人目が薄いところではよく落ちている。水路側の側溝にぼい捨てされているという現状があります。こういう話は私の住む土田の地区のある自治会の道路サポーターのメンバーから、余りにもひどいので対応を強化してほしいという声もございました。

そこでお尋ねをするわけですが、市の担当課としては現況についてどういう認識をお持ちでしょうか。

2点目は、春、秋の花いっぱい運動によって事実上一斉清掃を各自治会、住民が自発的、自主的に行って、汚れた状態をアフターケアして、清潔さ、清掃をしているという現状であります。結果、その市町についてはそうやって対応しつつも、この現状を変えていくにはどうしたらいいかという問題意識で、広報や市民マナー対策、市民のマナー向上対策についてどうしていこうと考えているのか。

2つ目は、具体的にはそういう行為を見つけた場合については警告をするとか、必要な監視を行うとか、また条例には罰金も含めて規定してありますから摘発をする、警察ではないので警察権限っぽいことはできませんけど、その辺について今後どう対応していくか。厳しい取り扱い方をしていくかという点で、市の考えを示していただきたいという点です。

最後の(3)は土田地区の1自治会で特定のアパートに居住する外国籍市民とおぼしき世帯から、可児市の可燃物のごみ袋、指定袋に入った家庭ごみが散乱する事案が続発をしました。平成29年9月の初めの自治会役員会の場でお聞きしたところでは、延べ8袋これまでに回収しているということでした。ちょうど隣が自治会の集会場となっていますので、その集会場の裏側の木の陰に置いてあったり、ちょっとどうしてこんなところにごみが置かれるのかという事態になりました。生活習慣の差とか地域ルールへの理解度の差があって、落差が大きくて、地域の環境委員、これは自治会内の市から委嘱を受けている地域の環境美化推進委員ですが、その方は怒り心頭という状態で厳しい御意見を言っておられました。市としては、こうした事例への対応、具体的には成功例はつくり出しているのでしょうか。今後の対策はどうしていくべきなのか。市のお考えをまず聞かせてくださいということです。ごみ問題に関して、よろしくをお願いします。

○委員長（高木将延君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしくをお願いします。

まず初めに、1つ目の条例制定から18年たったが、その成果、達成度はどうかということですが、制定当時は御存じのように重点地区ということで、環境美化推進指導員を中心にして見回り等やっていただいております地区を重点地区というんですけど、その重点地区の取り扱いとして進めたのが18地区が制定当時でございまして、近年はその数が42地区ということになってきておるところでございまして、そういったことで、重点地区で呼びかけていた

準備はしていかなきゃいけないなど、そういうふうなふうに考えています。

3つ目の土田地区の関係でございますけど、成功例といたしましては、外国人の方が特定されていらっしゃるんであれば、その方を中心に面談をするのが一番早いと思います。現実にも面談して解決に至った例はございます。特定の方が見当たらない、あるいはわからないということでありまして、おおむね集合住宅ということが予想されますので、周辺の集合住宅に翻訳したもの、ごみの現状によって違いますけれども、翻訳したものをポストインすることが、その前の段階で必要な場合もあるかと思えます。また、集合住宅の場合はオーナーだったり管理会社がありますので、第一義的にはオーナーや管理会社に努めていただくような形で働きかけをしてもらうという順番で行くことになるかと思えますけれども、そんなケースはございます。

また、近年ですと自治会内のアパートにポストインということで、ペットボトルの関係でございまして、可燃ごみ袋に入れていただく場合は燃やすごみとして処理できるんですけど、不燃ごみ袋に入れてそのまま出されるケースが非常に多い地域がありましたので、そういったことを翻訳して全ての周囲のアパートにポストインしたという例もありますので、個別の内容によって相談させていただいて進めていくことができるかなと思っています。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） どうもいろいろとややこしい話をありがとうございます。

3番目の問題ですけれども、特定のアパートが人材派遣会社の寮のように扱われておるといふ現状があって、そこで成人が、大人がごみをどこかへ隠し出すというよりも、親の指示に言われて持っていき場所がわからなくなった子供がどうも持っていつている、置いていったような気配だとか、だから毎回毎回ごみが特定の場所に放置されるんじゃないかと、うまくいくときもあればくちゃくちゃという状態もあって、そこでその子供を問い詰めてやっても何の話の解決にもならないんで、自治会のほうとしては頭にきてしまうと人材派遣会社の雇い元のほうへ、そこだけごみを自己完結的にやらせろと。可児市のごみ袋に入っている、ここの自治会の指定したごみ集積場には出すなというようなことも対抗手段で出さなきゃいけないのかというような議論にもなりかねない状態がありました。

それで、ちょっといろいろと複雑になってきておるんですよね。マナーが悪い、不理解だ、言葉が通じていないというだけをとどまらないで、構造的に対応が複雑化しているんで、環境課が引き続きこの問題については総窓口ということで対応すればいいですか。一緒になって解決をしてもらうという点で、必要であれば、寮としての人材派遣会社に申し出をしていくというようなことも、問い詰めていくということも考えなきゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

○環境課長（杉山徳明君） いろんなケースがあると思いますんで、環境課窓口で取り扱わせていただきますので、また個別に御相談くださればと思います。

○委員（伊藤健二君） 以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか御発言ある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようなので、この件は終了いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1. 企業等の進出状況についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（高井美樹君） お願いいたします。

お手元の資料、一番右肩上に書いてあります資料2. 企業等の進出状況についてというところがございます。

まず、裏面をごらんいただきたいと思います。

今回、御報告いたしましたのは可児柿田流通・工業団地、可児御嵩インターから上がったところのところでございます。既に昨年の報告以降、操業いたしました。一番下段の株式会社日本陸送というところがございます。それから、先般新聞報道等にも発表させていただきましたが、一番上段がA区画ですね、株式会社三井ハイテックというところになっております。

表面のほうをお願いいたします。

こちらの株式会社日本陸送のほうにつきましては、今年入ってから平成29年4月15日に操業を開始されました。従業員は35名、うち新規雇用者が9名ということになっております。主に運送業でございます。自動車部品の運送、仕分けをして、それを配送するというような業務をやっておられます。本社は三重県の鈴鹿市でございます。主にホンダ自動車の部品を扱っているという会社でございますけれども、その関連で犬山市に今仙電機製作所がございますけれども、そちらが可児市と八百津町のほうに工場があるというようなことで、その地の利と、あとはインターチェンジからすぐに乗って北関東、東北方面にこういった部品を持っていくというようなことで、地の利がいいということでこちらのほうに御進出を決定いただき、操業開始されたものでございます。

続きまして、2番、新規進出事業所ということで、先般議員の皆さんのお手元にもプレス用の資料をお配りいたしましたけれども、簡単になぞらえていきたいと思っております。こちら株式会社三井ハイテックは、北九州にある企業でございます。事業内容につきましては、プレスの金型から始まった会社で、操業約70年ぐらいになる会社です。この金型から始まりまして、リードフレームというのがありますけれども、これ少しわかりにくいですが、ICチップ、半導体の黒いのがありますよね。その下にこんな盤があって、そこからタコ足のようにずっと出ていくものをつくっている会社です。それから、モーターコアというものでございまして、これのちょうど最後に御説明いたしますけれども、こういったもので決して自動車の部品会社ではございません。東証一部上場の分野では電気のところにあるので、業態としましては電気部品をつくる会社だというようなところでございます。

ただし、昨今の電気自動車であったりEV自動車であったり、こういったことから発電用

のモーターコアということで、世界シェアは7割、日本シェアは8割ということでございます。プリウスであったり、日産自動車の電気自動車のリーフと、こういったところに乗っかって動いているモーターコアを納品されている企業でございます。今後、先々伸びていく事業を展開される会社ということでございます。資本金はこのとおり164億円、売り上げは653億円ということですが、今年度は700億円に達したいというようなことではございました。従業員は3,500人ほどということでございます。事業所は福岡県の北九州市付近にモーターコアであったりリードフレームの工場がございますけれども、海外にもシンガポール、マレーシア等々にやっておられまして、最近ではカナダのほうにもモーターコアの工場を設置されたばかりということで、日本国内よりもどちらかというと海外に多くの生産拠点を持って活動をされてきております。

今回、トヨタ自動車は近隣付近、1時間以内にあるというような地の利を受けて、初めて日本国内では地元以外に工場を設置するという事で、柿田流通工業団地のA区画、面積は7万平米ですが、平地が大体4万6,000平米ぐらいでございます。こちらのほうに初期投資70億円、当初従業員で50名ほどということで、着工は平成29年11月秋を予定したいということで、完成が平成30年9月、来年度の平成31年2月には量産に入りたいということで操業を平成30年12月ぐらいから始めて、平成31年2月ぐらいには量産体制に入りたいということでございます。主にここではハイブリッド車、電気自動車の環境対応自動車向けの駆動用発電のモーターコアをつくる会社ということで、先々は150億円の生産出荷高にしたいというようなことではございました。

以上、進出企業についてはこのような状況でございます。

あと、こちらの図面を見ていただきますと、柿田流通団地のB-1区画はまだ企業名を入れておりませんが、ここもちょっとまだ公表はできない状態ですが、既に進出する企業が決定いたしました。先方の御都合で、まだ発表できないというような状況なので御承知おきください。

あと、二野工業団地のほうにつきましても、日本特殊陶業株式会社等入っておられますけれども、あと2区画の状況になっておりますが、そのうち1区画もほぼ進出企業を決定するような状況まで来ております。これもちょっとまだ控えてほしいということと、契約に至っている状況ではないので申し上げられませんが、あと残り工業団地といたしましては二野の1区画というような状況になっております。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにてこの件は終了といたします。ありがとうございました。続きまして、可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題としたいと思います。

執行部の説明を求めます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、説明させていただきます。

平成 29 年 2 月の建設市民委員会で、兼山連絡所の移転とそれに伴います兼山生き生きプラザの戦国城跡拠点への整備について報告をさせていただいております。

今回はそれに伴いまして新条例を制定することについて報告をさせていただきます。条例の改正案につきましては平成 29 年 12 月議会に上程予定ですので、今回は概要について御説明をさせていただきます。

こちらの資料番号 3 番をごらんいただきたいと思います。

まず初めに概要についてなんですけれども、ことしの 4 月に美濃金山城が純日本 100 名城に認定をされました。今後はこういったガイドブックの販売とか、スタンプラリーの開催が予定されておりますので、全国から多くのファンが訪れることが予想されております。こういった観光客を城跡だけではなく、兼山のまちとか市内の観光施設に誘客をする、こういった入り口とするために生き生きプラザの 1 階を観光施設として整備をしますが、それに伴いまして新条例を制定するというものでございます。

2 番の条例の主な内容になります。1 つ目は施設の名称。こちらは観光旅行者や市外の P R においてわかりやすい名称にしたいというふうに考えております。

それから、施設の設置目的ですけれども、観光案内とかお土産の販売、体験プログラム等観光施設として整備、利用することから観光に特化した目的に変更したいというふうに考えております。

それから、3 番目ですね。施設の使用になります。こちらは貸し館として工作ロフトとか、音楽ロフトがございまして、これらにつきましては、これまでどおりの使用としたいというふうに考えております。使用料金とか営利目的の使用につきましては、地区センターの条例に合わせて設定をしたいというふうに考えております。

その他なんですけれども、施行につきましては、これも地区センターに合わせて平成 30 年 4 月 1 日というふうに予定をしております。

あと、最後に今後の予定になります。平成 29 年 10 月にパブリックコメント、11 月に施設のほうが完成予定になっております。12 月議会に上程をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、こちらの裏面に完成のイメージ図を掲載させていただきました。こういったような戦国の雰囲気を出した体験施設にできたらというふうに考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件はこれで終了いたしたいと思っております。

続きまして、「農地活用ビジョン」パブリックコメントの結果についてを議題としたいと

思います。

執行部の説明を求めます。

- 産業振興課長（加納克彦君） 農地活用ビジョンのパブリックコメントの結果について御報告をさせていただきます。

農地活用ビジョンの案について、平成 29 年 6 月の建設市民委員会の席で御説明させていただきました。その後、平成 29 年 7 月 3 日から 7 月 24 日までの期間パブリックコメントを実施しまして、広く意見を募集いたしました。市民からの意見はございませんでした。

農地活用ビジョンにつきましては、案の修正は行わず、原案どおりとして策定いたします。本日、資料番号 4 としてお配りさせていただきました。以上です。

- 委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

発言のある方ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようなので、この件についてはこれにて終了いたします。

ここで午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 0 時 58 分

- 委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

次の協議事項に入る前に地域振興課から発言を求められておりますので、それを許可します。

- 地域振興課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

先ほど公民館の地区センターへの移行について、これまでの取り組み経緯をお話した中で、平成 29 年 7 月 18 日から 8 月 7 日までパブリックコメントを実施させていただきましたけれども、これについての意見はございませんでしたので御報告をさせていただきます。以上です。

- 委員長（高木将延君） それでは、報告事項、「マイナンバーカードを活用した地域経済応援ポイント実証事業」への参加についてを議題としたいと思います。

執行部の説明を求めます。

- 地域振興課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

建設市民委員会資料の 5 をごらんいただきたいと思います。

「マイナンバーカードを活用した地域経済応援ポイント実証事業」への参加について御報告をさせていただきます。

まず初めに、この資料でいいますと 2 の実証事業の概要というところですが、これから御説明をさせていただきますが、この事業は国が進める実証事業であり、地域経済の活性化とマイナンバーカードの普及を目的としております。その仕組みについては、これ 1 枚めくっ

ていただいた図を見ていただきながら御説明のほうをさせていただきます。

下のほうにあります、まずは利用者はマイナンバーカードを取得することが前提となります。取得したマイナンバーカードを認証して、個人が持っているクレジットカードのポイントや航空会社のマイル、こういったものを自治体ポイントに移行して、自治体が用意した利用先でポイント交換ができる、そういう仕組みでございます。

一番左のほうにあります民間ポイント会社としましては、今のところここに表示されております 12 社で始まります。利用者は自分の持っている民間ポイントをどこの自治体のポイントに移行するかを指定することができ、そのポイントを使って指定した自治体の利用先で特産品などに交換をすることができます。本市の場合、まずは右の利用先のところがございますが、特産品とKマネーに交換いただけるように準備を進めております。

1 枚目に戻っていただきまして、1 のところになります。これまでの取り組みというところで、本市がこの実証事業に参加するきっかけとしては、総務省の自治体ポイント管理クラウド等仕様検討会議のメンバーとなったことです。国からの情報収集に努め、庁内関係部署と検討を進めてきました結果、本年 8 月にこの実証事業への参加を決定し、参加自治体で構成するマイキープラットフォーム運用協議会に加入をいたしました。この事業を運用するためのシステムは国が整備しますので、この実証事業に参加するための費用は特に必要ございません。国においては運用開始日を今月、平成 29 年 9 月 25 日としており、今最終の準備が進められています。本市としても準備が整い次第、できることから市民への周知を行っていきたくと考えています。

また、資料の 6 になりますが、利用者登録支援ということで、現在市役所の 2 階でマイナンバーカードの発行窓口がございますが、この窓口の横に地域経済応援ポイント利用者登録窓口を併設いたしまして、入力端末やカードリーダーを持たない市民の方にマイキー ID を取得していただく操作を支援していきたくと考えております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございますでしょうか。

○委員（川上文浩君） 民間ポイント会社があるんだけど、これからの変換ポイントの予想って出ているんですか、国のほうから。どれぐらいのポイントが変換されて、こっちの自治体としてのメリットになるかという予想はあるの。

○地域振興課長（井藤裕司君） 実際には、2 枚目にありましたイメージ図の下のところにある民間ポイント会社の市場規模としては毎年度 4,000 億円ということなんです、そのうちの 3 割から 4 割が使われていないというところで、こういったポイントを合算することによって地域の活性化につなげたいということでございますが、実際にはどこの自治体にこのポイントに移行するのかというところがございますので、それぞれの自治体にどれだけの利用があるのかというところは正直まだわからないところがございます。

○委員（川上文浩君） コストがかからないということなんで、おつき合いする程度でやるとするのはわかるんだけど、3 割も使われないというのは本当に少ないポイントを寄せ集める

と3割4割ということなんですよね。ほかの7割6割というのは大きいポイントはしっかりと使われているということなんで、それがこっちに移行するとは余りにも短絡的な考え方なんで、本当かなと思ってちょっと聞いただけです。

○委員（酒井正司君） 直接じゃないですが、関連ですけど、最近マイナンバーカードを発行してもらいましょうという手紙が結構市民のところへ出ていますけど、これと関連しているんですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 関連しております。基本的にこれはこの実証事業の前にもついておりますように、マイナンバーカードを活用したというところで、この事業の目的としてマイナンバーカードの普及というのもございます。

この地域経済応援ポイントを交換しようと思いますと、絶対にマイナンバーカードが必要になりますので、まず市民の方はマイナンバーカードを取得していただくということが大前提になりますので、このポイントを交換できるという仕組みを周知していく中でもマイナンバーカードをぜひ取得してくださいという周知もお願いしていくということになると思いますし、今マイナンバーカードを取得の申請をされた方にマイナンバーカードを今度とりに来てくださいねという御案内をしているんですが、こういったところにもこういう地域経済応援ポイント、こういったサービスが始まりましたというようなことも一緒にPRしていこうかなというふうには考えております。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてほしいんですが、可児市でマイナンバーカードは発行してほしいとって申請した人は何%なんです。どこかで9とか7.幾つとか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 一般質問のところでも少しお答えした部分がありますけれども、今可児市でマイナンバーカードを発行してみえる方が平成29年7月末現在で7,600人ほどだったと思います。この方々はマイナンバーカードは取得されてみえる。率でいいますと7%少しだったと思いますけれども、今はそういう状況ですので、今回こういった実証事業もPRしながらマイナンバーカードの取得についてもぜひというふうに周知していこうというふうに思っております。

○委員（伊藤健二君） それで、このマイナンバーカードを持っていると何か降ってくるんですか、ポイントが。どういう構造になるの。何のメリットがあるの、これ。

○地域振興課長（井藤裕司君） マイナンバーカードを持つことによって個人を認証することができますので、まず先ほどのイメージ図のところで見いただきますと、利用者マイナンバーカードの矢印のところマイキーIDというのがあるんですが、基本的にはこの黄色い部分、自治体ポイント管理クラウドというのが総務省が用意したインターネットで利用できるポイントを管理する仕組みなんですけれども、ここへ入るためにマイナンバーカードで個人を認証して、個人にこの仕組みに入るためのマイキーIDというこれを与えると。そこで取得していただいて、そのマイキーIDで今後は御自宅のパソコンとかスマートフォンで自分のポイントの状況を見ながら利用先で利用できると。利用するためにそこに入っていくためのキーを取得すると。それにまずマイナンバーカードが必要になるということでございます。

す。

○委員（伊藤健二君） 一言で言うと、自分のマイナンバーカードを使って個人認証ができるので、自分のためのポイントの使い残しをなくさずに使いましょうねというシステムをやるということなんですね。それを実証するってどういう意味があるんですか。実証実験。

○地域振興課長（井藤裕司君） そういう仕組みで、それぞれの個人の方が持ってみえるポイントを自治体のポイントに移行して、自治体で自治体が用意した利用先で使ってもらおうということをそれぞれの自治体でやっていきたいと思いますという事業でございます。

○委員（川上文浩君） 大体認識しているのは、マイキーIDをもらって、マイページがあってそこに入って行って、そこから今度提携ポイント会社が運営しているホームページへ行って、そこから自治体ポイント管理クラウドへ入って行って、そこで端数ポイントなり何なりポイントを可児でいうと地域支え愛ポイントにかえて、それを今度Kマネーにかえてもらうというような話。特産品をもらったりとかになると思うんですけども、僕が心配なのはマイキーIDから提携会社のホームページへ行きました、そこでも自分のカードIDはあります、そこでこのマイナンバーカードの情報が漏れないかという心配は大丈夫ですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） これは国の仕組みですので、私が大丈夫だと言えないですが、基本的にマイナンバーカードの番号が使われるわけではなくて、マイナンバーカードにこの仕組みに使えるマイキーIDが付与されると、IDとマイナンバーカードが関連づくということだけですので、個人の情報が漏れていくということは基本的にはないと考えています。

○委員（酒井正司君） マイキーIDというのは向こうからくれるわけね。

○地域振興課長（井藤裕司君） これはマイナンバーカードで個人を認証したときに個人で選択できます。自動的に付番する仕組みもありますし、これ8桁の番号やったと思いますが、自分で設定することもできます。

○委員（酒井正司君） 8桁だと、また覚えるのが面倒くさいなと思うんだけど、英文字の大文字だとか半角英数だとか、そういう制限というのは年寄りにはなかなか覚わらんし、忘れたらえらいことになるんだが、その辺の管理を2つやらないかんよね、カードとIDと。その辺はどうなんですか、これ。

○地域振興課長（井藤裕司君） 御指摘のとおりでございます、まずマイナンバーカードを認証するときにもマイナンバーカードのパスワードというのがありますし、この地域経済応援ポイントのマイページに入っていくときに、先ほど言ったマイキーIDというのが必要になります。お年寄りの方は確かにこれを覚えるのはなかなか難しいですし、最初の登録のときに恐らく自動で表示というふうになると思いますが、自動で表示されてきたものを少なくとも書き写していく記録用紙はつくりたいというふうに思っております。

それから、先ほどもマイナンバーカードを認証しと言っておりますけれども、マイナンバーカードを認証するにはパソコンにセットされたカードリーダーが必要になりますので、御自宅で最初にマイキーIDの取得を登録しようと思うと、カードリーダーが必要になります。これは個人の方で、前、電子申請のときにカードリーダーを購入されてみえれば、そういっ

た方はそれを使えますが、ほとんどがそうでない方々だと思いますので、今回この本庁に最初のマイキーIDを登録するための作業については、マイナンバーカードの発行窓口の横にそういった登録するためのカードリーダーの設備を用意しまして、そこでマイキーIDだけ取得して、紙に書いて帰ってもらおうと。あとはこれを手で入力することによってマイページへ入っていけるというふうになりますので、最初のマイナンバーカードの認証だけはどうしてもカードリーダーが要りますので、そういった市民へのサービスはやろうというふうに考えております。

○市民部長（吉田隆司君） この件、澤野議員から一般質問をいただいて、概略は説明したつもりではあるんですけども、国が当然つくってきたシステムでございまして、可児市は無料で入れるものですから入ってやるということで、目的は確かに地域経済の活性化ということで、可児市にとってみますと、この図の1番にありますように、今交換できるのはKマネーと特産品だけなんですけれども、これにかえていただくと地域経済、可児市にとってはメリットがあるでしょうというお話が1点。

それから、マイナンバーカードの普及は、これは国の事業ですけれども、市としてはやっぱりそれに協力していく姿勢があるよということがあって、その2点の目的はまず方向的にはそういうふうに行きますよと。もう一つメリットというか、そういうのがあって、今これ国のほうでIT化でマイナンバーカードを使っているいろんな事業を実施しているというのがあります。そこに参加することで、市としましても国がやっているいろんな電子化の事業にいち早く情報を収集できるとか、そういうメリットもあって、まずは参加して国の動きを、電子化の動きを早く知って、そこに市もちゃんとついていかないといけないのでということで、そういうメリットもあって、今回参加をさせていただくということになります。

先ほど市場規模の話がありました。4,000億円の三、四割で、1,200億円から1,600億円というのが今実際は使われずに死んでいるとか残っていつちゃっているという中で、じゃあ1,200億円から1,600億円のうちのどれだけが使われるかというのは全くわかりません。わかりませんが、とりあえず市場規模としてはそれだけありますよという、そういった事業でございまして、ただ、今説明しましたようにこれアクセスしようとする、マイナンバーカードを取得して、さらにカードリーダーも取得するという、それから自身でこのシステムにアクセスしていったポイントを交換していくって非常に面倒というか、余りなれてないとちょっとできないことになるので、そういったことも含めて実際各個人がどれだけここに入っていったら、可児市のKマネーとか特産品にかえてくれるかというのは本当にわかりません。全国の情報を見ても、平成29年8月30日に国のほうで協議会がありました。結局参加したのが、全国で210市が協議会に加入して、これ協議会に加入しただけですので、実際にこのシステムに入って動くかどうかというのは210の市のうちのどれだけでもちょっとわかりません。ちなみに岐阜県の場合ですと、岐阜県内で入ったのは岐阜県、県が1つと、それから大垣市と可児市の岐阜県だけで3自治体。これが入るといった状況でございまして、とりあえず平成29年9月25日にシステム的には動いているんですけど、

ちょっと様子見というか、そのような感じで始めてはまいります。

ただ、将来的には一般質問でもお答えしましたが、今、可児市が持っている地域支え愛ポイントとか、そういうのを今度自治体ポイントに合体していくとか、そういう将来形もいろいろあるもんですから、事業としては発展する可能性を非常に持った事業であると、そういった認識は私らのほうではしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

それでは、報告事項の5番目、汚染土壌処理事業に関する報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） 先般、一般質問の中でも高木委員長から代表質問という形で行っていただきました二野地内に計画を予定されてみえます汚染土壌処理事業の建設に関して、2点報告をさせていただきます。

まず1点目につきましては、県が実施しています事業計画の進捗状況でございます。平成29年9月6日に再度提出をされた状態で、これから専門家の方々に情報を送致して、専門家の方から意見を聞いて集約をして、それ以降何ら修正することがなければ受理の形をとっていくということで、9月6日にまずは出してもらっておるということでございます。

それからもう一点、9月26日に地鎮祭をやりたいということで、御相談がありました。県のほうはどうなんだという話を聞きましたら、県については地鎮祭とか準備工事についてはやっただいて結構ですと。ただし、地元が混乱するような本体にかかわるような工事、例えば建設を始めるようなしぐさはしないでください。確認のためにもう一つ踏み込んで聞いてみると、セイコーロック株式会社の時代に施されておりました舗装とか排水の側溝があるんですけど、そういったものの撤去はいかがですかということで県に確認したら、そういった撤去工事は既にスタートしているところなんで、最終的に着工じゃないというふうに判断するので、撤去まではいいけれども、新しいものについてはやめてくださいということで、承りましたということで帰っていらっしゃったので、市としては県がそういうふうと考えてみえるのであれば、地元のほうにはしっかりとどういふことをやるよということも含めて説明をしながら工事の準備をしてくださいという話までさせてもらったところです。

以上2点が先般の一般質問以外で報告を差し上げなきゃいけないというふうにご考えていましたので、報告を申し上げます。

もう一点追加で、公害防止条例はどうなんだという話が恐らく質問で出てくるだろうと思っておりましたので、先にお話をしますと、現状、ほぼ両者の確認し合った項目について、おおむねの合意形成ができておるという状態で、文書的な整理を総務課行政係のほうで今しつつあります。そして、県のほうにもう一度今の整えていこうとしている項目について、来週

相談に行く予定であります。それが整った状態で建設市民委員会のほうにも臨時でお集まりいただくか何かの形になるかもしれませんが、お話を進めさせていただいて、最終的に協定を締結していくというふうな考え方で、私の私見も入っておりますけれども、本体工事の着工のめどは平成 29 年 10 月中旬以降だというふうに県のほうからもめどを立てられていらっしゃるので、それぐらいまでには協定が結べるように準備していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

この件について質疑のある方はございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 地元の自治会、あるいは役員会、いろんなレベルがあるけど、最低限この前集まってみえられた関係自治会の単位自治会の長のところまでは情報はきちっと流れて、かつ基本的には理解していただいている、納得してもらっておるということですのでよろしいんですかね。

○環境課長（杉山徳明君） 私のほうでお話をさせてもらっていますが、二野区の区長と会計だと思ふんですけれども、そして羽崎区の会長と会計、いわゆる会長、副会長の 4 名の方にお話をさせてもらっていますので、そこから下部については会長、または役員の方々が情報提供されていらっしゃるというふうに考えておりますので、確認はしておりませんが、そういうつもりであります。以上です。

○委員長（高木将延君） ほかに御意見ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 24 分

再開 午後 1 時 25 分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項 6. 可児市多文化共生センター指定管理者の選定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部参事（村瀬雅也君） それでは、市民部のほうからあと 2 点ほど報告事項がございます。まず 1 点は多文化共生センターがことしで 10 年を迎えて、今回の 5 年の指定管理が終わって、来年度からまた新たな指定管理に入りますので、今の準備状況について御説明をさせていただきます。

それと、もう一点は B & G のプールの緊急工事についてということで、この 2 点について市民部のほうから報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） よろしくお願ひいたします。

事前にお配りしました可児市多文化共生センターの指定管理者の選定についてという資料

6を本日お配りさせていただいたものと差しかえてごらんいただけたらと思います。

平成 29 年度で可児市多文化共生センターの指定管理の 5 年間が終了いたします。それに伴い、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間の新たな指定管理者の募集を平成 29 年 8 月 15 日から 9 月 14 日まで行いました。前回との変更点ですが、下のグラフに国籍別推移とありますように、増加の一途をたどるフィリピン人に対応できる相談員を追加したことと、積算時間単価を若干見直させていただいたことで指定管理料の限度額を 1,534 万円から 1,880 万円に引き上げたことでございます。

今後の予定としては、平成 29 年 10 月 20 日の選定委員会で決定を経て、指定管理者の指定、補正予算の債務負担行為の議案議決を平成 29 年 12 月議会で諮らせていただきまして、3 月議会の当初予算の議案議決後、平成 30 年 4 月 1 日に新たな年度協定を締結していきたいなと思っております。平成 30 年 6 月議会には限度額がまだ決まっておりませんもんでしたから、今回途中報告ということでさせていただきました。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件はこれにて終了いたします。

続きまして、可児市 B & G 海洋センターのプール緊急工事についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○スポーツ振興課長（守口忠志君） 資料ナンバー 7 をごらんいただきたいと思います。

可児市 B & G 海洋センターのプール緊急工事について報告させていただきます。

本プールは、昨年老朽化したプールの躯体改修、プール屋根テント張りかえ、トイレの改修等もあわせたバリアフリー化など大規模な改修を行い、平成 29 年 6 月 25 日にリニューアルオープンをしたところでございました。7 月 29 日に利用者から指定管理者職員に対して、水色の塗料のようなものが水着や肌に付着する旨の苦情がありました。6 名の方でございます。市職員により吸水口の異変を確認し、利用者への注意喚起、張り紙等によって対応を開始したところでございました。その後、8 月 1 日に利用者への付着が再発、このときは 2 名の方でございました。市の職員と施工者により現地を確認しましたところ、シーリング材の軟化が進み、一部水中に浮遊していることが判明しました。そのため 8 月 2 日からプールの営業を中断し、緊急工事を行うこととしました。その工事につきましては 8 月 7 日に完了し、8 月 10 日までに水張りを行い、8 月 11 日よりプール運営を再開いたしました。営業停止期間にプールに来られた方に対しましては、プール無料券 1 人 2 枚ずつをお渡ししました。また、夏休み期間中に入り、一番利用が多い期間であり、利用者の皆様に大変御迷惑をおかけしたこともありまして、8 月 19 日、20 日を無料開放デーとさせていただきました。

なお、プール槽の改修方法はアルミ製のプール槽の表面に塩ビシートによるカバー工法で施工を行っており、その際施工者がプール本体と塩ビシートの間に充填する材料をそのまま露出部分に使用したためのものであって、その材料は露出部分に使用すると塩素や温度に反

応しまして軟化するおそれがあるということがわかりました。そのプールの水を採取し、検査機関によりプール成分の検査を行い、健康には被害が至らないということの報告は受けております。

具体的に2番目の参考写真のところでプールの吸水口、拡大している部分が吸水口の周り、ここに濃い青い部分がありますけど、その部分がシーリング材の部分でございます。こういった部分が実際軟化して水についたと。丸い形でついたもんですから、比較的早くこの部分だというのが判明できたところでございます。

3番、損害補償につきましては、個人の方8名の方につきましては、8月中に示談のほうが出来ておるところでございます。あと、指定管理者、営業停止期間、それからプールの無料券、無料開放、光熱水費、水を一遍落としまして新たに入れかえております。そういった費用につきましては、指定管理者とも9月中に示談が出来する予定でございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時33分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項8. 日曜日・祝日運行「Kバス Kタク」中間報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） 市のコミュニティバスの日曜・祝日運行につきましては、総称を「お出かけしよK a r」としまして、KタクとKバスの実証運行を平成29年7月2日より開始をいたしております。おおむね2カ月が経過をしたところでございますので、中間報告ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、資料の2枚目のほうのA3のカラー刷りのほうをごらんいただきたいと存じます。

Kバス、Kタクの運行の概要図のほうをお示しさせていただいております。

まずKバスにつきましては、駅や観光文化施設を定時定路線で行き来をすると、いわゆるバスでございまして、ごらんのワゴン車、定員9名でございますけど、を使用して運行をいたしているところでございます。

また、Kタクについては平日の電話で予約バスを基本としたタクシー車両を使用したもので、7つのエリアということで、こちらは乗降先を限定した乗り合い型のデマンドタクシーということで運行をいたしております。

では、1枚目のほうに戻っていただけますでしょうか。

まず利用状況でございます。2カ月間ということで、平成29年7月、8月の2カ月ということになります。延べの運行日数が11日間ということで、Kバスの利用者が延べで76名、Kタクの利用者が延べ53名、合計で129名という結果になっております。Kバスにつきましては、左回り、右回り合計で1日9便運行をいたしておりますので、延べ11日の運行で利用者が76人ということですので、単純に計算しますと1便当たり0.76人の乗車となっております。ちなみに平日のさつきバスについては1便当たり3.79人の乗車というような数字になっております。Kタクにつきましては、乗車がある場合のみの運行となっておりますので、平均いたしますと1日当たり4.73便の運行となっております。これ平日の電話で予約バスについては1日平均54回となっておりますので、まだまだ十分ではないのかなというふうに理解いたしております。

お客様の移動実態を見てみますと、Kバスにつきましてはやはり可児駅での乗降が最も多く、お客様の移動の起点として可児駅を御利用なさっているという実態がよくわかるというふうに思っております。また、観光文化施設につきましては、やはり花フェスタ記念公園を御利用されている方が大変多くなっているところでございます。一方、Kタクにつきましては、直接観光文化施設へ行かれるということではなくて、やはり駅へ向かわれるという方が大変多うございまして、可児駅を中心とした駅の利用が大変多くあったという状況でございます。また、駅までKタクで来られまして、そこから改めてKタクで商業施設や観光施設へ向かわれるという利用方法も見られました。一方で、当初我々の予想しておりましたKタクからKバスへの乗り継ぎというのはほとんど利用としてはないというような実態でございました。お客様にしてみますと、Kバス、Kタクどちらを乗っても、何回乗っても1日500円で乗り放題という形式になっておりますので、その特徴をお客様自身が上手に利用されているのではないかなというふうに思っているところでございます。

平成29年7月2日からの実証運行に当たりましては、ここに記載していただきましたように、広報等でさまざまな周知を努めてきたところでございますけれども、まだまだ実績としては十分ではないのかなというふうに感じているところでございます。

こうしたことから、今後につきましてはこれから秋の行楽シーズンというふうに入っておりますので、観光文化施設とのタイアップなども検討しまして、一層のPRに努めるということで、さらなる利用拡大を図っていきたいというふうに考えております。現在は各連絡所を通じて自治会のほうへのPRを行うということとともに、それから老人クラブや各種団体などへの啓発を継続して行っているところでございます。

この実証運行につきましては、平成29年12月24日までの半年間を予定いたしております。結果につきましては本委員会にも御報告をさせていただき、また法定協議会でございます可児市地域公共交通協議会にも御協議をいただいて、来年度からの本格運行を目指していきたいというふうに考えているところでございます。説明のほうは以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） まだ中間報告ということであれなんですけれども、この利用者、回数とか出勤回数というよりは、利用される方の価値が高いツールだと思うので、もう少し広報が問題なのではないかなというふうにこの数字を見て思いましたけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 実は御利用される方々にアンケートのほうをお願いしております、まだまだ収集した数としては少のうございますけれども、大変いい試みだという御評価はいただいているというふうに思っております。

しかし、委員今御指摘のとおり、まだまだ周知という点では不足しているかなということ、先ほど説明のほうでも申し上げましたが、よりそのPRということで、まだまだ実証運行は続きますので、特に秋の行楽シーズンに向けてということで一層の周知をしていくようなことを事務局としては一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） ほかに発言ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件は終了したいと思います。

続きまして、報告事項9番目、（仮称）可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題としたいと思います。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） よろしくお願いをいたします。

資料番号は9番でございます。資料は表と裏とありますので、後ほど見ながら御説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

この可児駅東西自由通路事業につきましては、駅利用者等の安全確保と通行のバリアフリー化を進め、あわせてJR可児駅のバリアフリー化を行うもので、東海旅客鉄道株式会社に委託いたしまして、平成28年10月から工事に着手しております。平成30年3月末の完成を目指して進めておるところでございます。この施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないと地方自治法で規定されていることから、本条例を制定するものでございます。平成29年12月議会に条例案を上程する予定でございます。条例につきましては、可児市が管理する区域である自由通路、その他附帯施設における禁止行為、占用禁止、損害賠償等について定めるものでございます。なお、ラチ内通路、これは鉄道施設のほうでございますが、これにつきましては東海旅客鉄道株式会社の管理ということになります。

資料の裏を見ていただいて、カラー刷りになっておりますけれども、少し見ながらということをお願いいたします。

自由通路の概要につきましては、平面図、赤と青に塗ってあるものですが、これに基づきまして青のほうが可児市が管理する自由通路、赤に塗ってあるものが東海旅客鉄道株式会社

のほうが管理する、先ほど申しましたラチ内通路と言っておるものでございまして、この自由通路につきましては表のほうに書いてございます構造は鉄骨造2階建てで、幅員はおのこの通路2メートルずつということで、延長については40メートル。それと、あと通路の両端というか、東と西側にそれぞれエレベーターを設置するというので今工事を進めているところでございます。

なお、自由通路を供用開始いたしますと同時に、既存にあります地下道と可児駅北側にあります今広踏切につきましては閉鎖するというので進める予定でございまして。なお、今広踏切は閉鎖いたしますとともに、市道10号線の認定がかかっておりますので、踏切部分については市道認定を廃止するという予定でおります。以上でございまして。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと技術的なことというか、よくわからないので聞きたいんですけど、両端にエレベーターをつけます。このエレベーターは2メートル、2メートルで通路が分かれているので、要するに真ん中に壁があるんですね。それで、エレベーターは1基ずつ置くから、2基ずつ4基置くんじゃなくて、1基ずつで2基置くということで、出入口の操作で区別すると。乗降客、つまり駅構内、ラチ内通路を通ってきた人がエレベーターに乗って向こうへ行って、またおりてというふうにするときに、いわゆる自由通路側の一般公道がわりに使おうとする人との区別はどういう状況になるの、技術的に。一般公道を通る人が優先にはならず、乗降客、いわゆる鉄道利用客のほうが、こっちで上がって向こうへおりて、それが完結しない限りはこっちから入れんもんね。でないと、入場料の問題がクリアできなくなっちゃうと思うんですけど、そこら辺どうなるんですかね。

○都市整備課長（佐合清吾君） 少しわかりにくい構造になっておるのかなというふうには思っておりますが、エレベーター1基で両方を兼ね備えるということでございまして、構造的にはエレベーターは入った扉から、また出るときもその扉からしか開かないということになってございまして、もし改札を通過してプラットホームへ一掃出まして、それで今のエレベーターのところの前に立ちまして、そのボタンを押しますと開きます。これで上2階まで上がって行ってラチ内通路を渡って西へ行っていただくと、そこでまたエレベーターがありますので、そこでボタンを押すと乗って下へおりるんですけど、おりたときは入ったときの扉しか開かないので、プラットホームへそのままおりられるということで、扉としては入ったところから出たほう、一緒の扉ですので、きせる対策とか、そういう形のもの物理的にできておるといような形になってございまして、今御心配のあったボタンを押したら、先に押したほうが扉が開くということでございまして、どちらが優先というわけではございません。ラチ内か自由通路側、どちらか先にボタンを押した人が上下を完結したら、その間に押し合えばそちらのほうが優先で扉が開くと。扉の操作でラチ内と自由通路側が分かれるという形に操作できるということ。これは自動で操作するわけなんですけど、そういう構造になっております。

○委員（伊藤健二君） 1つだけ。意図的に居残った場合、そのかごの中に残った場合、それは人間だからできますよね。そうすると、機能不全を起こしてエレベーターがブロックして動かなくなるという人為的な妨害行為が 99.9%ないとは思いますが、若干でも出てきたときには対処できるんですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） このエレベーターにつきましては、エレベーター会社のほうで監視という形でデータが飛んでいって、どういう状況にエレベーターがあるかというのは常時監視していただけるという形をとりたいというふうに思っておりますし、エレベーター自体の機能として、そこにずうっと何にもボタンを押さなくて、ずうっとそこに居残った場合、音声案内で行き先のボタンを押してくださいとか、そういう形の促しをすることによって、あとは警告音みたいな音を流して、そういう居残りをなくすように、促すというような形の方法をとるというようなことで、構造的にはそういうことで居残りはないと。ずうっとそこで倒れてしまったりなんかしてということになると、何十秒、1分とか2分とかずうっとそのままにあるとやっぱりおかしいなということで、エレベーター会社のほうから何かありましたかとか、そういう問い合わせも可能になるという施設になるというふうに私どもは聞いておりますし、基本的にはエレベーター会社のほうへ通報が行くというような形。エレベーター会社から、また私どものほうへ通報がありますので、どちらか早いほうが駆けつけるという対応になるということでございます。

○委員（伊藤健二君） 今エレベーター会社か市か早いほうがと言ったということは、つまり公道に関する管理責任は市側だし、駅舎、駅のラチ内の場合は駅員ですよ。駅員が常時いるとは限らないので、そういう点でいうとそれをエレベーター会社が代行してやるということになるわけですね。市とエレベーター会社の間でどっちが対応するかを決める。つまり物理的な排除の場合と、もう一つは疾病等によって意識喪失等々の事故を管理しているのは映像とセンサーで機械的にやって、直接的にいうとエレベーター会社ですよ。まず第1次発見というか、状況判定は。市は近くにあるから、必要であれば担当者を派遣するという事なんですかね。その確認だけ。

○都市整備課長（佐合清吾君） そのとおりでございます、もっと近くにいるのは駅の職員なんですけど、ここは無人数になっちゃうので、ある一定の時間を超えてしまうと。駅のほうも御協力いただけるということは間違いありませんけれども、そういう緊急事態ですので。それはお願いしますが、常時いないもんですから、そういうときに関してはそういうカメラも設置いたしますし、そういう通報できるような形をとるというふうに対応していくということでございます。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了いたします。

次に、可児市空家等対策計画の策定（パブリックコメント）についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） よろしく申し上げます。

資料のほうは 10 番で、A 4 の両面刷りの可児市空家等対策計画の策定（パブリックコメント）について、これと少し分厚めの空家等対策計画（案）、それと資料編、A 4 ペら 1 枚の可児市空家等対策計画概要版（案）というものになります。こちらの資料 10 というほうで説明をさせていただきたいと思います。

可児市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する対策を総合的、かつ計画的に実施するために定めるものでございます。市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、活力あるまちづくりを推進するための手段の一つとして空き家等の発生を抑制すること及び管理不全な空き家等を減少させることを目的としております。

これまでの策定経過としまして、昨年度から自治連合会、市議会議員、学識経験者及び関連団体等の委員で組織された空き家等対策協議会、これは野呂副委員長にも入っていただいております。こちらの協議会や内部 4 課で組織します調整会議で協議を重ねて、計画案を策定してまいりました。

今回の計画の対象期間につきましては、上位期間であります総合計画と連動するように平成 29 年度から平成 32 年度までとします。また、計画の対象区域は市内全域としております。

可児市の空き家等の現状でございますが、計画案のほうの 20 ページをごらんいただけますでしょうか。

ここの真ん中にあります表のほうですけれども、現況調査として、職員による外観目視調査を行っております。平成 27 年度調査では空き家戸数 810 戸でございました。

21 ページのほうに可児市全図のほうに空き家の分布状況が示されております。青い丸がついたのが空き家でございます。住宅団地に特に多く、467 戸で 57.7%を占めています。この 810 戸の所有者を対象にアンケート調査を実施いたしました。有効回答数は 338 件でございました。この結果、23 ページに示されますように、空き家の所有者は 60 歳以上の方が 7 割程度占めていること、何も利用されていない完全な空き家は 3 割程度存在すること。

24 ページをごらんいただけますでしょうか。

昭和 55 年以前に建てられた旧耐震基準の建物が 7 割弱を占めること。

25 ページのほうです。

空き家になった要因として、居住者の移動が 4 割程度、死亡相続が 3 割程度であること。

少し飛びまして 29 ページをお願いします。

空き家を解体除却するつもりがない方が半数を占めることなどが今の可児市の現況ということで見えてきました。

これを受けまして行うべき政策を整備した上で、今後本計画の期間内、先ほど言いました平成 32 年度までに重点的に実施する施策としまして、空き家等の実態調査を継続して毎年実施すること、所有者等アンケートによる意向調査を実施すること、空き家等の相談、苦情の窓口を市民にわかりやすいように施設住宅課に一本化して対応すること、空き家等の適正

管理に関する啓発をパンフレットを作成して実施し、ふるさと納税のお礼の品として空き家関連商品の開発を検討すること、空き家等の発生抑制や空き家等対策に向けた事前準備に関する啓発として、自治会等への出前講座を計画、開催をすること、地域における空き家等の利用意向の掘り起こしと所有者等とのマッチングをすること、活用困難な住宅の除却に対し助成費用の拡大検討をすること、特定空き家等に該当するおそれのある空き家等に対する指導及び特定空き家等に関する判断基準の検証をすること、これを計画のほうに位置づけて行っていきたいと思います。

今後のパブリックコメントの予定でございますが、広報「かに」10月号に記事を載せまして、期間としましては平成29年10月11日水曜日から10月31日火曜日、この間に意見を募集いたします。そして、結果公表を12月の上旬までには行いたいと思っております。

また、参考までに県内他市町村の空家等対策計画策定状況でございますが、既に策定済みが5市町村あります。また、平成29年度、今年度中に策定予定は23市町村でございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 計画策定済みの5市町村を、具体的に教えてください。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 5市町村でございますが、中津川市、美濃市、羽島市、安八町、川辺町、以上でございます。

○委員長（高木将延君） ほかに発言ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようなので、この件はこれにて終了いたします。

○建設部長（三好英隆君） 来週平成29年9月21日でございますけど、市道56号線のトンネルの現地視察ということでよろしく願いいたします。

現在、153メートル延長ございまして、83メートル掘削をしております、順調に現在工事を進めておりますのでよろしく願いいたします。服装についてはヘルメット、長靴等、汚れてもよい服装をお願いをしたいと思いますのでよろしく願いします。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

では暫時休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時00分

○委員長（高木将延君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項11. 虹ヶ丘配水ブロックにおける配水管漏水事故についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（古山秀晃君） それでは、虹ヶ丘配水ブロックにおける配水管漏水事故について報告いたします。

資料の11番をよろしくお願ひします。

今回の事故は名鉄線を横断している配水管、塩ビ管の100ミリなんですけど、老朽化により破損し、平成29年9月6日の正午ごろより時間当たり100トンの水が約6時間にわたり漏水したものであります。このような規模の漏水事故は、近年は年数回ほど起こっておりますが、今回、特に報告いたしますのは送水ポンプ能力に比して時間当たりの漏水量が多く、時間がたつにつれて配水池の水位が低下し、配水不能となるおそれが生じたためであります。シミュレーションによりますと、漏水の防止ができなければ午後11時には配水池が枯渇するため、午後8時ごろには緊急断水報告等の危機対処を行わなければならない事態でありました。

通常はこのような多量の漏水事故が起きれば、道路から水が吹き上げることなどにより市民からの情報などもあって、漏水箇所の特特定が比較的簡単であるため、復旧工事なども速やかに行えるのですが、今回は漏水箇所の特特定が困難であり、水道部及び建設部の職員や専門業者約20名を動員してもなかなか見つかりませんでした。幸いにも事故発生より6時間後の午後6時ごろに何とか漏水箇所を発見し止水することができましたが、発見があと2時間もおくれれば虹ヶ丘団地を初めとした約850戸、2,500人の市民や事業所に御迷惑をおかけする事態に至るところでありました。

市内にはこのような配水管漏水事故に起こしやすい塩ビ管などが130キロ以上あります。また、送水能力が足りず、漏水規模によっては配水池が枯渇するおそれのある配水池はほかにもあります。特に容量の少ない配水池においては危険度が高くなります。順次老朽管布設がえ工事を行ってまいりますけど、基幹管路の耐震化と同様に今後とも御理解と御協力をいただきたいと思ひますのでお願ひします。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 危機一髪というか、本当に危ない大きな事故だったと思うんですけど、まず古い水道管であったということ、それと鉄道のすぐそばなんでそういう地理的な何かがあったのかということを考えられるんですけど、それ以前にガスは大量に漏れると自動遮断がかかりますよね。水道には、配水池にはそういう最新の施設というか装置というのはいないんですか。

○水道課長（古山秀晃君） 基本的にはとめようと思えば、中央監視のほうでとめることはできますけれども、自動的にというんですか、そういう場合の条件は地震時、地震があって、その後に漏水があって大量に水が出ているというふうに認識した場合は自動的に緊急遮断弁といまして、配水池の水を確保するためにとめてしまうという装置はありますけど、今回のように漏水だけという場合は、今回もですけれども水位が急激に下がってくるというのと、配水量が多いというのの警報システムはありますので、それが担当職員にメールで届きました。

て、今おかしいぞと、早くはわかるようになっております。ですから、本当に危なそうなら絞るとかとめるとかということもゼロじゃないということで、今回はぎりぎり間に合ったんですけれども、もうちょっと放置すると本当に危なければちょっと絞るとかとめてしまうとかということを行わなければならないということもあり得ます。

○委員（酒井正司君） 警報があつて、メールが入つたということで、そういう連絡のシステムができ上がっているということです。

これだけ漏水すると水圧が相当に落ちたと思うんですが、赤水なんかの発生はなかったですか。

○水道課長（古山秀晃君） 幸い場所は本当の末端というか、あと学校と一般の家庭が二、三軒というような最末端のところでしたので、漏水量は結構多かつたんですけど、赤水等のそういう被害はなかったです。

今、報告もしましたけれども、年 100 トンクラスの漏水というのは結構年数回、二、三回はあります。50 トンクラスぐらいまでですと数回はあるんですけども、要は大きな配水池のところでは水がそのぐらい出ても、タンクが大きいので減っていく割合が少ないんでおるんですけども、虹ヶ丘以下ぐらいになってくると極端な話、大平なんかでは配水池自体が数十トンしかありませんので、そこで 100 トンクラスの漏水が起こると 1 時間もしたら空になっちゃうというような状況ですので、要は大きな配水池のところはいいんだけど、小さい配水池は基本的に危険だよと。ただ、虹ヶ丘クラスがちょうどその中間帯で、すごく小さければ対象市民も少ないんですけども、ある程度の規模のところではこういう危険性があつたので今回特に報告させていただいたわけです。

○委員（酒井正司君） 原因がどの程度特定されたかわかりませんが、今回のこの事態を受けて、何か緊急の対策のようなものはどうなんでしょうか。

○水道課長（古山秀晃君） ふだんから漏水対策は一生懸命やっておるわけなんですけれども、業者委託というんですかね、平時から緊急時には対応してもらうように漏水調査のほうの委託も年間を通した契約になっておりまして、今回もありましたように業者を直接呼んで、業者も交えて一緒に調べたということで、職員だけではなかなか難しいもんですから、そういう体制をとっております。

あと、一番問題なのは塩ビ管が一番漏水しやすいので、ことしあたりは桜ヶ丘の辺をやっておるわけなんですけれども、まだまだ 130 キロ以上ということで量はありますけれども、そこら辺を中心に早目早目に更新の順位づけをしまして対処しております。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてください、ようわからんもんで。

まず太さ 80 ミリφとか、どの管が破れたのかということと、塩ビ管以外に破れにくい、事故を起こしにくい管というのはどういうやつがあるんですか。いわゆる耐震も含めて何かあるんでしょう。

○水道課長（古山秀晃君） 今申し上げましたけど、割れた管は漏水した管は塩ビ管の 100 ミリです。100 ミリというのは内径が 10 センチということですね。それが線路の下でなつた

ことでして、さや管の中に入っておところが割れたと思われまので、さや管の両サイドから出ておりますので、直接的にその割れたところを確認できてないので何とも言えませんが、ほとんど 100 ミリの管が全断面割れたようなイメージの量だったと思います。

それで、漏水しやすい管、しにくい管が当然あるわけなんですけれども、基本的に鑄鉄管といいますか、普通の金属管はほぼ漏水はないです。パッキンがありますので、パッキン部で漏水はあっても管がはぜてしまうような漏水の仕方はまずないです。最近でいいますと、ハイパーポリという新しい素材のポリ管がございまして、これも全断面がぽつと外れるような状態ではございませんので、そういう意味で耐震性も少ない、漏水もしやすい管というのは塩ビ管だけでございます。

○委員（伊藤健二君） どうして塩ビ管が割れたのか、わかんないんですか。鉄道との連動というのは考えられるんですか。

○水道課長（古山秀晃君） 今回の場合は、今申し上げましたように、鉄道の下でさや管の中ですので、引き抜いて調べていませんので、今回の直接的な原因はまだわかっていません。

ただ、普通塩ビ管が割れますのは、現在は塩ビ管も使っていませんけど、最近までの塩ビ管の施工時には管の周りにクッション材として砂をちゃんとまいて、管に物が当たらないようにしてあったんですけど、砂しか。昔は普通の掘ったそのまま塩ビ管を入れて、そのままの土で戻していますと、こういう石が塩ビ管に当たっているというような状態があって、それで振動で石と塩ビ管がこんこん当たっていると割れるというケースが非常に多かったです。古い団地ですとそういうところが多かったの、例えば大森台なんかはそんな感じで、ひどい時期は毎月のようにはせておりました。

塩ビ管でも最近というか、塩ビ管をやめてハイパーポリという新しい素材にかえたのは平成 13 年以降ぐらいですので、要は昭和の終わりから平成の初めごろは砂がまいてありますので、同じ塩ビ管でも比較的長もちをするんだらうなとは思いますが、昭和 50 年代とかいう前ですと、今言ったように砂がしっかりまいてなくて保護がしてない状態の施工をしてあったという可能性が高いので、そういうところははぜやすいということでございます。

○委員長（高木将延君） ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了いたします。

続きまして、区域外における公の施設の利用についてを議題といたしたいと思えます。

執行部の説明を求めます。

○下水道課長（佐橋 猛君） 報告事項の 12 番目、区域外における公の施設の利用についてということで御報告させていただきます。

多治見市姫町 5 丁目付近、いわゆる白山団地に隣接する可児市大森地内の地域、資料番号 14 でございますが、14 の下の図、位置図をごらんください。この場所についてのことでございます。

この場所は、ちょっと字が小さいんで申しわけないんですが、すぐ北に旭小学校がござい

まして、旭小学校の南側の地区でございます。もともと白山団地は浄化槽で整備する地域として多治見市と可児市にまたがって開発された団地でございます。可児市側の 30 軒ほどにつきましては平成 8 年から平成 9 年度にかけましてミニ開発として開発が行われております。この地域は地形的に可児市の下水道に接続することができず、可児市の下水道事業計画にも含まれておりません。また、既にこの地域のほとんどの方は下水道とほぼ同等の処理能力を持つ合併浄化槽を利用させていただいております。市から浄化槽の設置補助金を受けて設置してみえる方もございます。このような状況の中で、このたび白山団地に多治見市の下水道が整備されることとなりました。多治見市側の道路内に下水道の本管が布設されるということでございます。

先ほどの資料番号 14 の上の図をごらんください。模式図ではございますが、多治見市の下水道整備に伴いまして、可児市に住民票のある方、要は可児市民でございますが、そのうち宅地が多治見市と可児市にまたがっております。敷地の前面道路が多治見市である方、この図面のおりでございますが、こういう方につきましては多治見市の下水道管を利用できることになるということでございます。可児市民が多治見市の施設を利用することになりますと、地方自治法第 244 条の 3 の規定に基づきまして議会議決が必要とされておりますので、今回御報告させていただいたところでございます。

今後でございますが、多治見市と協議を進めてまいります。行政界の確定など細かな協議がまだ必要でございますので、場合によっては可児市の敷地内に多治見市の下水道管が布設されるということもあるかと思っております。これらのことも含めまして多治見市と歩調を合わせて協議を進め、12 月議会以降の議会でもた御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。ありがとうございました。

ここで午後 2 時 25 分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 2 時 14 分

再開 午後 2 時 25 分

○委員長（高木将延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

協議事項に入っていきます。

協議事項 1. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）についてを議題といたします。

この件に関しましては、平成 29 年 8 月 23 日の委員会にて本意見書を当委員会でも審査することに決定いたしました。意見書の文案について委員の皆様のお意見を伺いたいと思っております。

8月23日に出した意見書と、これもサイボウズに上げてございますが、サイボウズ上では御意見なかったんですが、何かここはこうしたほうがいいのかというような意見ありましたら。

〔挙手する者なし〕

なければこの案のまま行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、委員長から建設市民委員会発委として議長宛てに意見書案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

てにをは等の変更が必要になった場合は委員長、副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

はい、そのようにいたします。

それでは、この意見書を発委として最終日に提出いたします。

次に、前期委員会からの引継ぎ事項及び所管事務事業の調査研究課題についてを議題とします。

引き継ぎ事項や決算審査、一般質問等を含め、今期定例会を通じて建設市民委員会で取り上げて調査、検討していくべき議題があると思われるものがあれば御意見をいただきたいと思っております。

まず最初に、前期からの引き継ぎ事項が3点ございます。

1つは公民館のコミュニティセンター化に伴う件、もう一つが二野地区の汚染土壌処理業者施設について、もう一つが大森台の宅地開発事業についてでございます。この3点は当委員会で扱っていきたいと思っております。それ以外にサイボウズ上で大平委員のほうから景観についてという意見がございました。これ担当課のほうと話をしまして、景観条例等は前からやっていることであって、大きい事業が発生した場合は委員会のほうに報告していただけるということなので、そのときに対応していくというような形で、通年を通してという課題ではなくて、事案が発生したときにということでどうだろうかということをおっしゃっておりますので、委員会としてもそのようにしていきたいと思っておりますが、その件よろしかったでしょうか。

○委員（大平伸二君） 景観まちづくりのことは予算決算委員会でもカーブミラーのことでもちょっと御意見言ったんだけど、景観まちづくりというのは、物すごく全ての第四次総合計画からまちづくりから総合計画から全部ひっかかってくるんですね、あれ。さっきの白山団地やったかな、あれでもミニ開発というものでつくられた団地で、そういうものをつくられると全て景観もまちづくりも総合計画もかかわってくる問題で、何か対策はとれないかなというところがあって質疑というか提案したんだけど、一個一個で全部処理しようとする部分は見えるもんですから、例えば景観まちづくりならまちづくりで、そこで問題が起きたら対処しましょうという問題なのかなという疑問符があるんだけど、委員会とし

て僕は初めての委員会ですので何とも言わんけど、疑問符はあります。

○委員長（高木将延君） この件に関して何かございますか。

〔挙手する者なし〕

あとは今期定例会の決算審査とか一般質問も数々出ておりましたが、その中でこれは委員会で取り上げていったらどうかというようなことがございましたら御意見いただきたいのですが、いかがでしょう。

○委員（伊藤健二君） 一般質問では、川合議員が公民館のエレベーター等の問題について取り上げられて、なかなか大事な問題を、特にバリアフリーとか障害者差別解消法とか、そういう流れから見ても今どきのもう一度注目して点検する必要があるというふうに感じました。

そういう視点でいうと、14 地区にある公民館はそれぞれいろんな状況とか課題があろうと思うんですね。その地区に特有の。だけど、施設的にはどの程度のものが期待され、あるいはこうあってほしいというような話も当然あろうかと思うんで、一度兼山地区で出された個別意見がありました。体育室を体育室らしく使えるようにしてもらえんかということだったんですけど、それは直接的には兼山の公民館は構造的にも無理だということなので、そこで無理として終わるのか、今後どうすべきなのかについても一度よく調査をする必要があるんじゃないかと。まず担当の部局、市民部のほうで各地区にある公民館については施設的にどういう課題があるとか、地域要望としてどういうことが長年要望されているとか、声が出てないやつについてはどうしようもないんで、調査一覧をこの委員会に当局がつかんでいる分も出してもらい、それから議員が個別に把握したり、委員会として、あるいは議会活動として反映されたそういう意見についてもそこに加味して、どれとどれについては公民館としてちょうどコミュニティセンター化を前にした時点で、今のコミュニティセンターとなるべき施設がどういう課題やテーマがあるのか、改善課題が。施設的な改善課題ね。そういう点での調査、整理を深める必要があるんじゃないかということを感じているんで、それをまず当局が持っている情報と言っている判断根拠というものを平成 29 年 12 月の委員会に出してもらおう。初めは伊藤健二個人で、事前質疑で調査状態なり見解を出せというふうに 12 月に向かってやろうかときのうは考えていたんだけど、今の委員長のお話を聞いておってもこういう問題はテーマじゃないのと、今というふうには考えましたので、そういう提起をしました。どうでしょうか。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

この件に関してほかに意見ございますでしょうか。

やはりコミュニティセンター化ということで、当委員会もかかわっていく、調査、研究していくという中にハードの面も含めて施設等のハード整備等を含めまして、市の担当部局とも情報共有しながらやっていくというような方向で一緒にまとめるというとあれですけど、そこも重視していきたいなという方向に含めたいと思います。その報告でよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

わかりました。

そのほかに何かこれは取り上げたらいいのではないかというような事案ございましたでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、今話させていただいたような委員会としては取り組むべき課題としましては、公民館のコミュニティセンター化に向けて施設のハード面等も含めた市部局とも情報共有しながら行っていくということと、二野の汚染土壌浄化施設、あと大森台の宅地開発事業、この3点を課題としていきたいと思います。

では、この件はこれにて終了いたします。

続きまして、議会報告会のテーマについてを議題といたします。

先般、議会報告会の実施会議が行われまして、今度の報告会は平成29年11月10日、11日、13日ということになっております。そこで議会としての市民に向けての議会報告会のテーマをということで、一つは設定されている公民館はどこも初めてというか、前回、前々回やっていないので、テーマを同じように公民館のコミュニティセンター化にということでどうだろうかというふうに座長のほうから聞いております。

ただ、コミュニティセンター化については今回設置管理条例が出ているということで、使う資料の中の議会だよりの中にも載ってきますので、そこで説明等もされると思います。なので、これとは別に何かあったら委員会から出していただけないかということで言われておりますので、議会報告会のテーマになるような事案がありましたらここで御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。特段これということはないでしょうか。所管がいろいろありますので、ただ地域のことから言うとやっぱり……。

〔「建設市民委員会ですよね」の声あり〕

建設市民委員会の所管でということ。各会場によって地域性も出てきますので、テーマとしてということ、それが中心の話になるとは限りませんし、またそれぞれ地域によって話題になってくることは違うと思いますので、ただ議会のほうからと、一つはこういうテーマで話をしたいということを出していきたいということです。特にないというのであれば、建設市民委員会からやはり公民館のコミュニティセンター化ということテーマに上げたいということでと思いますが、いかがでしょうか。よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、建設市民委員会からの議会報告会へのテーマとしましては公民館のコミュニティセンター化を上げることといたします。

この件はこれにて終了いたします。

次に、FMららの議会放送についてを議題といたします。

議会広報特別委員会より、FMららの放送のテーマを何かあったら出してほしいということで依頼を受けております。FMららの放送に関しましては、番組制作ワーキンググループのほうで2回今まで放送があります。1回目が大学生と一緒になりまして、若者との取り組

みについてということで、2回目が可児高校の生徒と一緒にやりまして、高校生議会とか、そのあたりをテーマに話し合いをしました。方向性としましては、議員とまたどこかのそういうような団体さん、市民の方と一緒に話をして、放送を1個つくりたいと。その中で話すテーマを何にしようかということで、建設市民委員会のほうで何かテーマがあったら上げてほしいということで言われております。そういった中で、何かテーマになるようなことございますでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） FMからの議会放送って、中身的には団体の方と話し合うみたいな、よくいまいちつかめてないんですけど。

○委員長（高木将延君） 今まで2回放送がありまして、1回目は議員、そのときは澤野前議長と板津前副議長と、あとは大学生の方が対談というような形で話の状況を放送しております。そのときのテーマが可児市議会の若者への取り組みについてということで、こんなことに参加しました、議会はこんなことをやっていますというような話を放送しております。2回目は私と田原議員が議会のほうから行きまして、可児高生、そのとき高校生議会に参加していただいた可児高生3名と一緒に収録、話をしまして、その高校生議会についての対談の模様を放送したということでございます。そういう今流れというか形ができつつありますので、広報特別委員会のほうとしても議会と市民の方と交えて話をしている場面を放送しようかなということで、そのときのどなたを呼ぶかというのもまだ決まってないんですけど、どのような方とどのようなテーマで話をしようかというところを何か案があれば、委員会のほうから出してほしいということでしたので、ここで伺っております。

特段ないようであれば、建設市民委員会のほうからは今回はなしということで。

○委員（川上文浩君） 多岐にわたり過ぎていて、議会が関連して云々となるとなかなか難しい問題があるんですけども、我々所管するところは幅が広くて、議会との分も観光ですとか、いろんな部分が出てくると思うので、余りにも幅が広過ぎて、これをこうしてFMから伝えたらどうというのはなかなか難しいのかと思います。

特に前はそういった若者との交流をメインテーマにしていたんで、今回テーマがないとなると所管というと、議会とではなくて行政のみたいになっちゃうとちょっと違うのかなというところがあるので、その辺のところはもう少し広報特別委員会のほうでテーマで我々は持っている幅が広いので出していただいたほうがいいのかと思います。何もなしというところとね。

○委員長（高木将延君） そうですね。やはり議会とのかかわりというところを中心に置きたいなというふうには私も思いますので、そのあたりまだ期限ありますので、委員長、副委員長のほうで話をしまして、何かあったらそちらのほうで出させていただくという方向でよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

そういうことでこの件については終了いたします。

以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。これにて建設市民委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 44 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 9 月 15 日

可児市建設市民委員会委員長